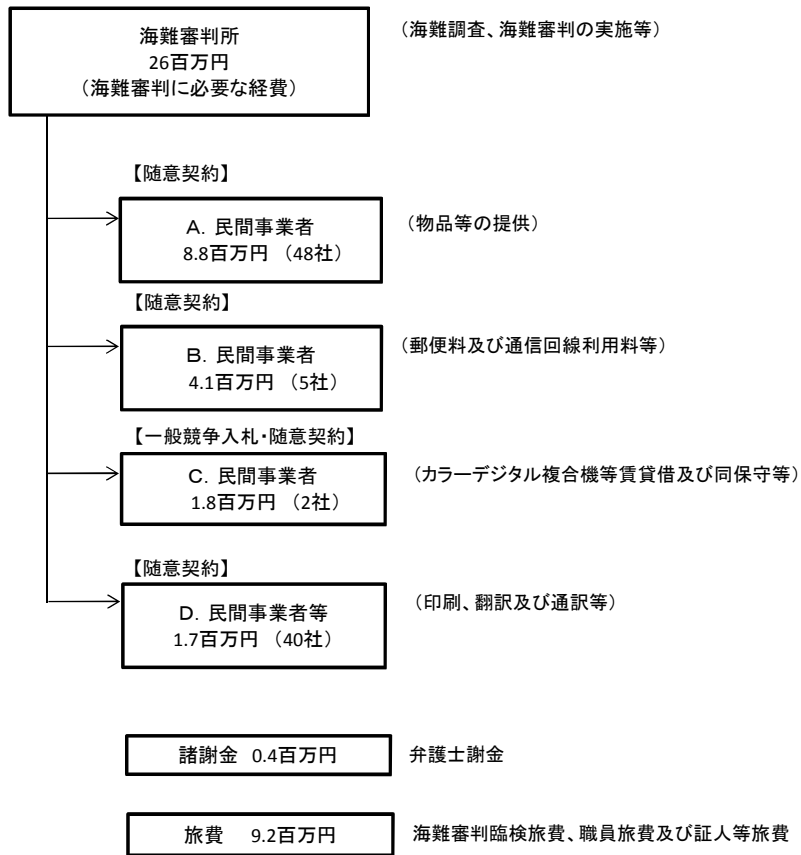


平成25年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	海難審判に必要な経費		担当部局庁	海難審判所		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	H20～		担当課室	総務課		課長 松浦恵三		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海難審判法		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	海難審判を実施し、海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士及び水先人に対し懲戒(行政処分)を行うことによって、海難発生防止に寄与すること。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海難審判法第2条に掲げる、海難について、理事官による海難発生時の調査から当該事件の申し立て、審判官による海難審判の実施及び判決、判決結果により、理事官が懲戒処分の実施を行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	35	32	32	32		
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	35	32	32	32		
	執行額		29	27	26			
執行率(%)		81%	83%	81%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	非該当 (当所は発生した海難を調査し、懲戒することによって海難発生防止に寄与しているが、海難が定量的に発生するものではないため、成果目標及び成果実績を示すことが困難である。)			成果実績	-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	非該当 (当所は発生した海難を調査し、懲戒することによって海難発生防止に寄与しているが、海難が定量的に発生するものではないため、活動指標及び活動実績を示すことが困難である。)			活動実績 (当初見込み)	-	-	-	-
					-	(-)	(-)	(-)
単位当たりコスト	-			算出根拠	非該当 (海難審判は、その事故の程度によって、立件から懲戒になるものまで一件あたりにかかる調査時間及び調査方法が同一ではないため、単位当たりコストを設定することが困難である。)			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0						
	職員旅費	1						
	海難審判臨検旅費	9						
	証人等旅費	0						
	審判庁費	21						
	土地建物借料	0						
	計	32						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	事業の目的は、懲戒(行政処分)を行うことによって、海難の発生の防止に寄与することである。これは国民の安全を守るために必要不可欠な事業であり、地方自治体、民間等に委ねる性質のものでない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争を原則とした調達を行っており、十分競争性は確保されている。また、費目・使途の事業目的に即し真に必要なものに限定されているかどうかは事前に十分精査を行っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			船舶免許等受有者に対して懲戒(行政処分)を行っており、異なる処分を行う他府省等と適切な役割分担となっている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	0216	海上交通安全に関する経費	国土交通省・海上保安庁			
点検結果	海難審判を実施するにあたり、年間使用する機器等の確保及び保守については、国庫債務負担行為を活用し、全地方分を一括で契約している。また、昨年度に引き続き、個々の海難事件に必要な経費が発生する場合は、都度報告を受け、海難審判業務を円滑に進めるために必要な経費、方法等を把握している。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	465	平成23年	440	平成24年	0475

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京ビル整美(株)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
審判庁費	消耗品等整備	2			
計		2	計		0
B.日本郵便(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
審判庁費	郵便利用料	2			
計		2	計		0
C.(株)リコー			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
審判庁費	カラーデジタル複合機賃貸借及び同保守	1			
計		1	計		0
D.(株)膳栄社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
審判庁費	印刷料	0			
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 物品等の提供

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京ビル整美(株)	プリンタートナー等購入	2	随意契約	
2	三洋商事(株)東京支店	海函購入	1	随意契約	
3	(株)ゾク堂書店	図書購入	1	随意契約	
4	古野電気(株)	備品等購入	1	随意契約	
5	日本総合システム(株)	電子海函購入	1	随意契約	
6	(株)日興商会	消耗品購入	1	随意契約	
7	(株)ダイクマ	備品等購入	0	随意契約	
8	東光商事(株)	作業服等購入	0	随意契約	
9	第一法規(株)	現行法規購入	0	随意契約	
10	日本水路図誌(株)	水路書誌購入	0	随意契約	

B. 郵便料及び通信回線利用料等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本郵便(株)	郵便利用料	2		
2	NTTコミュニケーションズ(株)	通信回線利用料	1	随意契約	
3	西日本電信電話(株)	通信回線利用料	0	随意契約	
4	東日本電信電話(株)	通信回線利用料	0	随意契約	
5	ヤマト運輸(株)	輸送料	0	随意契約	
6					
7					
8					
9					
10					

C. カラーデジタル複合機等賃貸借及び同保守等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)リコー	カラーデジタル複合機賃貸借及び同保守	1	5	37%
2	ビツニーハウスジャパン(株)	郵便料金計器賃貸借	1	1	96%
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D. 印刷、翻訳及び通訳等

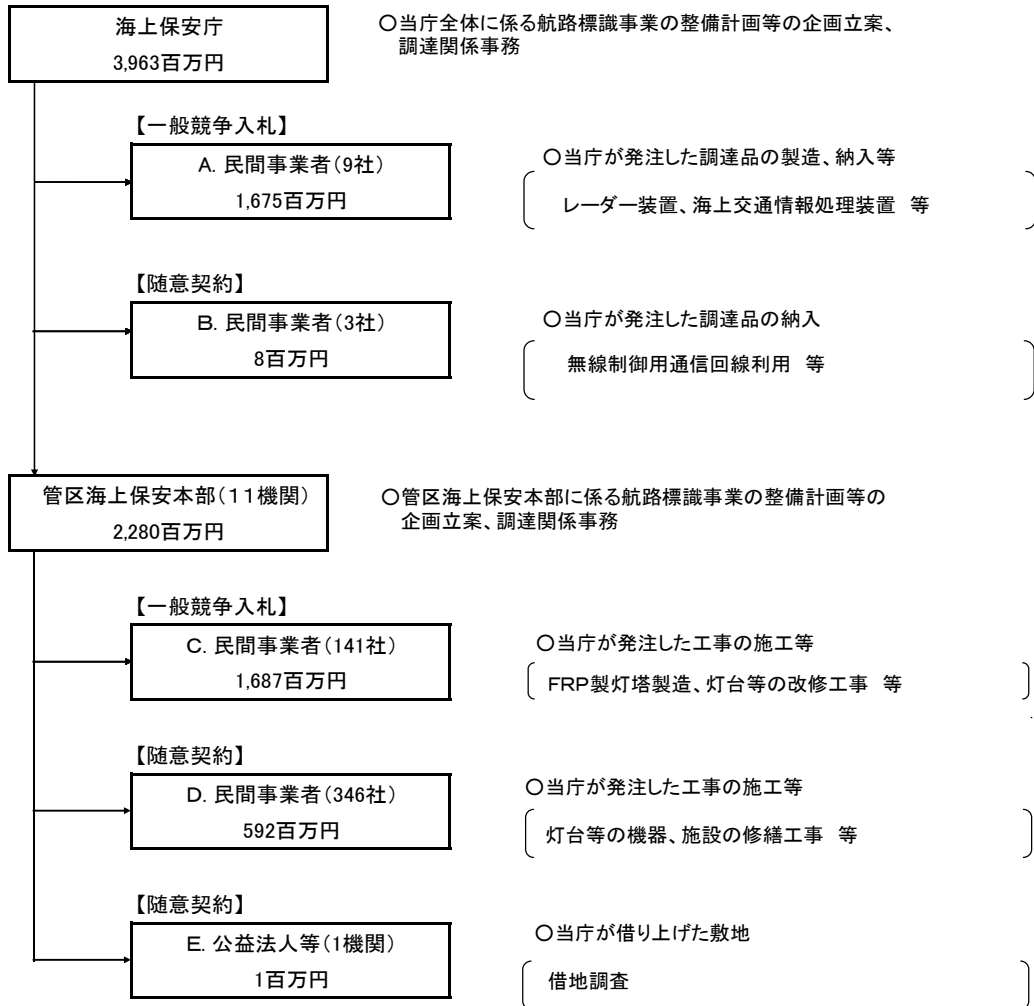
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)騰栄社	印刷料	0	随意契約	
2	(株)クロスインテックス	翻訳料	0	随意契約	
3	(株)東洋信号通信社	AISデータ料	0	随意契約	
4	日本コンベンションサービス(株)	翻訳料	0	随意契約	
5	イーアイエスライブジャパン	AISデータ料	0	随意契約	
6	個人A	翻訳料	0	随意契約	
7	個人B	翻訳料	0	随意契約	
8	個人C	翻訳料	0	随意契約	
9	(株)馬場本商店	文書廃棄料	0	随意契約	
10	(株)インターグループ	翻訳料	0	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	航路標識整備事業		担当部局庁	海上保安庁交通部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	企画課			課長 金子 英幸	
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第10、24号 航路標識法第2条		関係する計画、通知等	新交通ビジョン (海上交通の安全確保に向けての新たな展開)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用して海上交通センターの機能拡充を図っているほか、今後予想される大規模地震、津波等の発生時においても航路標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、電源の自立型電源化(太陽電池化))等を行っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	4,373	3,901	3,521	3,248		
		補正予算	697	71	3,420			
		繰越し等	150	817	△ 2,966	3,676		
	計		5,220	4,789	3,975	6,924		
	執行額		4,402	4,218	3,963			
執行率 (%)		84.3%	88.1%	99.7%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	・我が国周辺で発生する海難隻数を平成27年までに2,220隻以下に減少させる。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)		成果実績	隻	2,380	2,508	2,234	-
			達成度	%	-	-	-	
	・ふくそう海域における社会的反響が著しい大規模海難の発生数を0件にする。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)		成果実績	隻	0	0	0	-
		達成度	%	100	100	100		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	航路標識整備事業の実施箇所数		活動実績 (当初見込み)	箇所	723 (450)	317 (312)	357 (209)	- (223)
単位当たりコスト	11(百万円/箇所)		算出根拠	航路標識整備事業1箇所あたりのコスト 24年度の執行額/実施箇所数				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	航路標識整備事業費	3,248						
	計	3,248						

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

【随意契約】
契約の相手方が1者であることが明らかな場合、または、契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令の規定より随意契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京計器株式会社			E.一般財団法人沖縄県環境科学センター		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	海上交通センター情報処理装置等購入	988	工事費	借地調査	1
計		988	計		1
B.ケイディーディーアイ株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	無線制御用通信回線利用等	5			
計		5	計		0
C.一宮工務店株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	施設耐震改修等工事	227			
計		227	計		0
D.セナーアンドバーズ株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	灯台用消耗品購入及び灯台改良改修工事 調査設計等	23			
計		23	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京計器株式会社	海上交通センター情報処理装置等購入	988	1	98
2	セナーアンドバーンズ株式会社	海上用ビーコン及び灯台用灯器等購入	260	1	99
3	長野日本無線株式会社	気象情報通信装置等購入	235	1	99
4	株式会社光電製作所	気象情報通信装置等購入	77	1	98
5	湘南工作所株式会社	灯台用灯器購入	59	1	87
6	日本光機工業株式会社	灯浮標用機器及び太陽電池装置購入	27	1	100
7	エヌ・ティ・ティ・データ株式会社	情報配信装置購入	18	2	53
8	光進電気工業株式会社	気象測器購入	7	4	71
9	JIPテクノサイエンス株式会社	情報配信装置改修	5	1	67
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ケイディーディーアイ株式会社	無線制御用通信回線利用調整	5	随意契約	—
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	海上保安業務システム用回線利用調整	1	随意契約	—
3	ソフトバンクテレコム株式会社	航行支援システムデータ通信回線設定	1	随意契約	—
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一宮工務店株式会社	海上交通センター局舎耐震改修等工事	227	1	84
2	東京計器株式会社	海上交通センター運用装置改修、船舶通航信号所機器改修	105	4	83
3	セナーアンドバーンズ株式会社	工事調査設計、工事材料等購入	54	3	95
4	真鍋工業株式会社	航路標識施設工事	52	6	98
5	有限会社田島工業所	灯浮標標体製造、交換工事	51	1	89
6	長野日本無線株式会社	気象情報通信装置改修	50	2	87
7	アジア海洋沖縄株式会社	航路標識改良改修	37	2	87
8	加藤電気工業所株式会社	レーダー装置購入、無線設備改修	36	2	97
9	丸秀株式会社	灯台改良改修工事、灯浮標標体製造、交換工事	35	2	99
10	日本光機工業株式会社	灯台用光源及び工事材料等購入	34	1	98

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	灯台用消耗品購入及び灯台改良改修工事調査設計等	23	随意契約	—
2	日本光機工業株式会社	灯台用光源修理及び灯台用消耗品購入	17	随意契約	—
3	河崎海事株式会社	灯浮標修繕工事	10	随意契約	—
4	宮建築設計株式会社	海上交通センター局舎耐震改修等工事監理	10	随意契約	—
5	三和電子株式会社	灯台用機器修理及び工事材料購入	9	随意契約	—
6	シナジーシステム株式会社	航路標識用機器改修工事	9	随意契約	—
7	ベルウッド電気株式会社	航路標識用機器改修工事	8	随意契約	—
8	日本無線株式会社	レーダー波高観測機器修理及び消耗品購入	8	随意契約	—
9	大勝株式会社	航路標識関係施設修繕工事	8	随意契約	—
10	IHI運搬機械株式会社	浮標基地クレーン整備	8	随意契約	—

E.

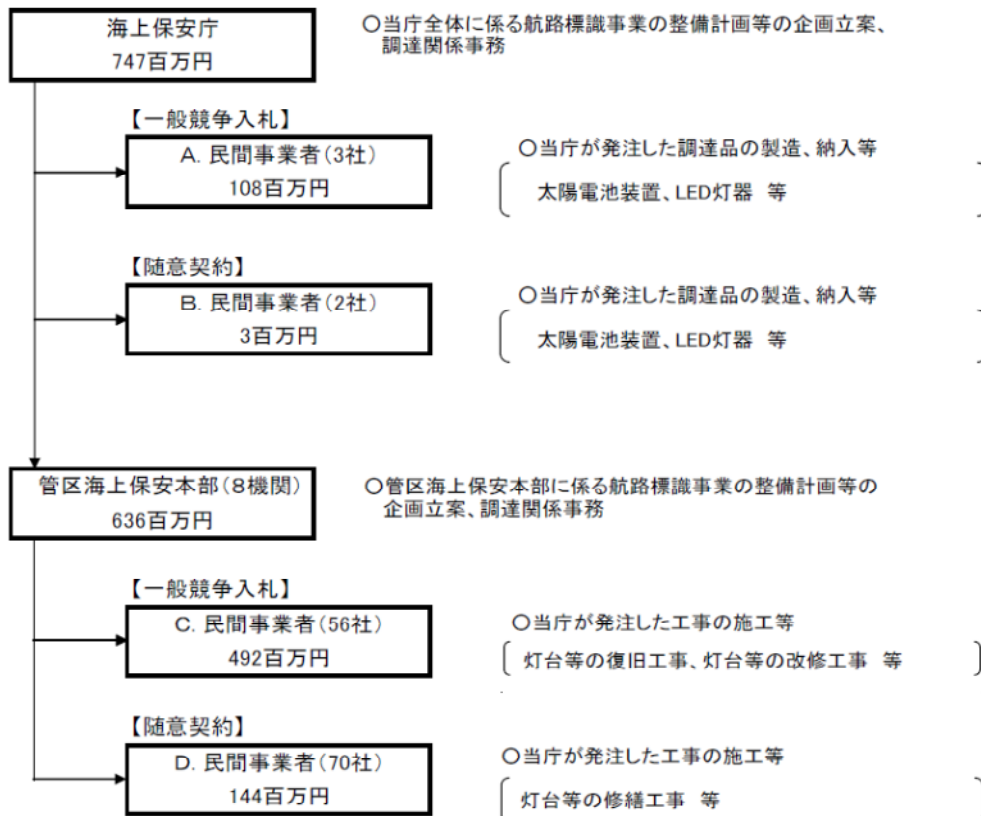
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人沖縄県環境科学センター	航路標識用借地調査	1	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	航路標識整備事業費(東日本大震災関連)		担当部局庁	海上保安庁交通部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	企画課			課長 金子 英幸	
会計区分	一般会計、東日本復興特別会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第10、24号 航路標識法第2条		関係する計画、通知等	東日本大震災からの復興の基本方針 (平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附随する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災で被災した航路標識の復旧を行っている。 また、特に緊急性の高い東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生が想定される地域について、地震や台風などの自然災害及びこれに伴う停電に影響されず標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(航路標識の耐震・耐波浪補強及び自立型電源化(太陽電池化))を行っている。 本事業については、平成25年度以降は、被災した航路標識の復旧については復興庁一括計上の復興特別会計(航路標識整備事業(被災地分):新25-49)に、また、航路標識の防災対策については国土交通省計上の一般会計(航路標識整備事業:201)に計上している。このため、本事業単位は平成24年度限りで廃止。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	-	-	283			
		補正予算	-	3,204				
		繰越し等	-	△ 2,013	1,858			
	計	-	1,191	2,141				
	執行額	-	1,141	747				
執行率(%)	-	95.8%	34.9%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
	・我が国周辺で発生する海難隻数を平成27年までに2,220隻以下に減少させる。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)		成果実績	隻	2,380	2,508	2,234	-
			達成度	%	-	-	-	
	・ふくそう海域における社会的反響が著しい大規模海難の発生数を0件にする。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)		成果実績	隻	0	0	0	-
		達成度	%	100	100	100		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	航路標識整備事業の実施箇所数		活動実績(当初見込み)	箇所	-	163 (0)	55 (55)	- (0)
単位当たりコスト	13.6 (百万円/箇所)		算出根拠	航路標識整備事業1箇所あたりのコスト 24年度の執行額/実施箇所数				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	計	0						

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	航路標識の整備は、外国船を含む全ての船舶の海難を未然に防止し、これら船舶の人命及び財産の保護に資するための事業であることから、国が実施する必要があり、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	事業実施にあたって、契約全体のうち約20%は法令の規定により随意契約を行っているが、その他の約80%は競争入札を行うことにより競争性を確保するとともに、入札結果を公表している。 不用率が約60%となったのは、防波堤の復旧見込みが立たず着工できなかった防波堤灯台の復旧に要する経費が不用となったためである。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	活動実績について、航路標識の施設・機器の整備は、以下に掲げる施策ごとに計画を策定し適切に事業を遂行しており、船舶航行の指標として十分に活用されている。 ・被災した航路標識の復旧 ・航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、自立型電源化)		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-			
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名
点検結果	<p>本事業は、東日本大震災で被災した航路標識の復旧を実施しているほか、「東日本大震災からの復興の基本方針」及び中央防災会議において決定された、特に緊急性の高い地域における航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、自立型電源化(太陽電池化))を実施している。 なお、耐震補強または耐波浪補強を施すことによって、航路標識の長寿命化につながり、建替え等の整備コストを縮減できる。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた改善点】 仕様書について、業者への聞き取り調査を実施し、新規参入を阻害している項目等を改正することにより入札希望者の拡大を図っている。</p>				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	-	平成23年	60	平成24年	535

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

【随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合、または、契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令の規定より随意契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることのできる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.セナーアンドバーンズ株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	56			
計		56	計		0
B.株式会社光電製作所					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	2			
計		2	計		0
C.サトー総合サービス株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	灯台改良改修工事	68			
計		68	計		0
D.ベルウッド電気株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	灯台機器改良改修工事	10			
計		10	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	LED灯器等購入	56	2	98
2	日本光機工業株式会社	太陽電池装置等購入	23	2	93
3	株式会社光電製作所	蓄電池等購入	2	5	96
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社光電製作所	蓄電池等購入	2	随意契約	—
2	日本光機工業株式会社	太陽電池装置等購入	1	随意契約	—
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	サトー総合サービス株式会社	灯台改良改修工事	68	3	79
2	ベルウッド電気株式会社	灯台改良改修工事、灯標等機器改良改修工事、標体整備	30	1	98
3	若築建設株式会社	灯台改良改修工事	25	1	99
4	鈴木工務店株式会社	灯台改良改修工事	25	1	95
5	トラスト建設株式会社	灯台改良改修工事	23	1	88
6	河津建設株式会社	灯台改良改修工事、灯台機器改良改修工事	22	2	98
7	明正建設株式会社	灯台改良改修工事	20	1	96
8	セナーアンドバーンズ株式会社	FRP灯塔製造	19	2	98
9	三宅島建設工業株式会社	灯台改良改修工事	16	1	98
10	宮本建設工業株式会社	灯台改良改修工事	16	2	100

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ベルウッド電気株式会社	灯台機器改良改修工事	10	随意契約	—
2	東華建設株式会社	灯浮標復旧工事	7	随意契約	—
3	鈴木工務店株式会社	灯台改良改修工事	6	随意契約	—
4	大勝株式会社	灯台改良改修工事	5	随意契約	—
5	設楽電気株式会社	灯台機器改良改修工事	5	随意契約	—
6	菱星システム株式会社	灯台機器改良改修工事	5	随意契約	—
7	有限会社清水電気工事店	灯台機器改良改修工事	4	随意契約	—
8	大平電気工業株式会社	灯台機器改良改修工事	4	随意契約	—
9	黒潮電機株式会社	灯台機器改良改修工事	3	随意契約	—
10	協和建設工業株式会社	灯台改良改修工事	3	随意契約	—

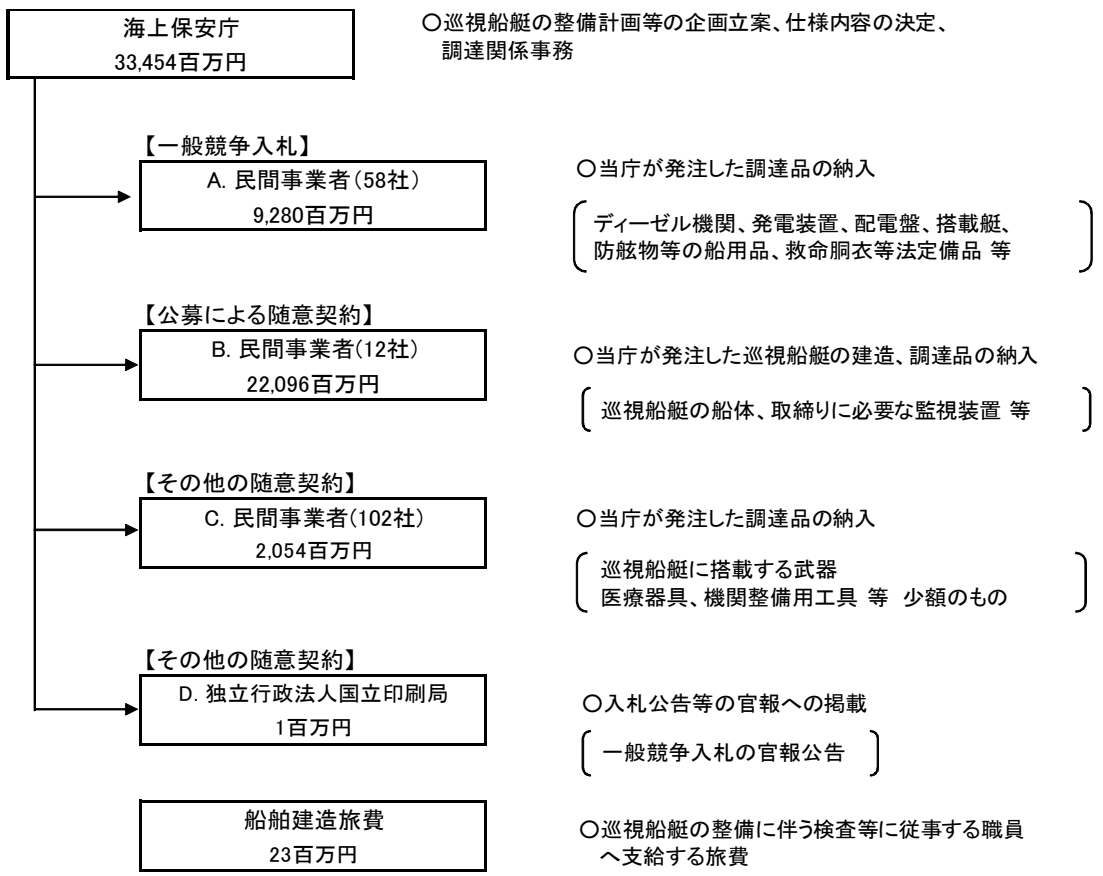
平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	巡視船艇の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	船舶課		課長 山崎 壽久	
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、さらに、海洋権益を保全するため緊急に対応すべきものとして行う領海における警備体制の強化を図るため、大型巡視船の整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇についても必要性を見極めながら整備を行う。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算	24,458	21,813	15,101	22,587	
		繰越し等	2,431	0	12,495	-	
		計	2,644	△ 63	7,978	4,142	
	執行額	29,533	21,750	35,574	26,729		
	執行率 (%)	26,935	20,992	33,454			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。	成果実績	要救助海難の救助率(目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	96	95	96
		達成度	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業	件	0	0	0
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	H22年度	H23年度	H24年度
	年度別新規整備隻数	活動実績	大型巡視船	隻	3	2	10
		中型巡視船	隻	0	0	0	
		小型巡視船	隻	0	0	0	
		大型巡視艇	隻	4	6	9	
小型巡視艇		隻	6	0	0		
単位当たりコスト	巡視船艇1隻あたりの事業総額は右のとおり		算出根拠	主要目	長さ	整備期間	1隻あたりの事業総額
				(巡視船)			
				大型巡視船	約 92.0m	4ヵ年	約57億円
				(巡視艇)			
			大型巡視艇	約 32.0m	2ヵ年	約15億円	
			大型巡視艇	約 21.0m	1ヵ年	約7億円	
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	船舶建造費	22,509					
	船舶建造庁費	47					
	船舶建造旅費	31					
	計	22,587					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる巡視船艇の整備を行うものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	事業の実施にあたっては、整備の重点化を図るとともに、仕様の見直し等によりコストの縮減に努めている。また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、巡視船艇の計画的な整備により、これら業績指標についても目標達成を維持している。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	海上保安業務における必要性も勘案しつつ我が国をとりまく国際情勢等を踏まえ、領海における警備体制の強化のため1,000トン型巡視船10隻の整備がされる等、事業の有効性が認められているところである。巡視船の建造にあたっては仕様、調達方式の見直し等により整備コストの縮減に努めている。また、引き続き海洋権益を保全するため緊急に対応すべきものとして行う領海における警備体制の整備を図る必要がある。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
24年度予算額繰越し等 12,120百万円 (内訳) 繰越し 691百万円 予備費 11,429百万円(船舶購入費等)						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22-515	平成23年	23-493	平成24年	24-536

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



【公募による随意契約について】
 一般競争契約として公告し、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公になると、海上保安庁の業務に支障を来すため、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれる調達は、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

- (国の行為を秘密にする必要がある事項)
- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
 - 武器の性能、機能、保管場所等の情報
 - 監視装置の性能や機能等の情報
 - 秘匿通信装置の暗号方式等の情報 等

(参考)
 「会計法」
 第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。
 (中略)
 五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」
 第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」
 第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。
 (中略)
 三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

- ※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)
- 一般物品又は特定役務
1,500万円以上(12,000万円以上の場合)は総合評価方式)

【その他の随意契約】
 契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

- ※ 契約金額が少額である場合の随意契約
- 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき
 - 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないもの

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.株式会社ディーゼルユナイテッド			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	船舶用主機関購入	2,928			
計		2,928	計		0
B.三菱重工業株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
船舶建造費	1000トン型巡視船建造	10,443			
物品購入費	遠隔監視探証装置	511			
計		10,954	計		0
C.株式会社カナデン			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	武器管制装置購入	995			
物品購入費	電子光学式照準装置購入	378			
物品購入費	航空機データ伝送装置購入	8			
計		1,381	計		0
D.独立行政法人国立印刷局			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報広告料	1			
計		1	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(48社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社ディーゼルユナイテッド	船舶用主機関購入	1,912	1	96.3
			1,016	2	99.6
2	JFEエンジニアリング株式会社	船舶用主機関購入	1,911	2	96.4
			954	1	99.9
3	ヤンマー株式会社	船舶用発電機購入	236	2	99.8
		船舶用発電機購入	210	2	97.3
		船舶用主機関購入	121	3	76.9
		船舶用発電機購入	104	2	99.0
4	川崎重工業株式会社	プロペラ装置購入	471	3	99.9
			149	3	97.3
5	ナカシマプロペラ株式会社	プロペラ装置購入	460	3	99.5
6	日本電気株式会社	通信装置購入	189	1	99.5
7	ダイハツディーゼル株式会社	船舶用発電機購入	176	2	98.5
8	かもめプロペラ株式会社	プロペラ装置購入	152	3	99.3
9	JRCS株式会社	プロペラ装置購入	128	5	93.6
10	渦潮電機株式会社	船舶用配電盤購入	126	3	98.3

B. 民間事業者(8社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三菱重工業株式会社	1000トン型巡視船建造、遠隔監視探証装置	10,954	公募による 随意契約	—
2	株式会社アイ. エイチ. アイ. マリンユナイテッド	ヘリコプター2機搭載型、1000トン型巡視船建造	4,561	公募による 随意契約	—
3	三井造船株式会社	1000トン型巡視船建造	3,045	公募による 随意契約	—
4	ユニバーサル造船株式会社	350トン型巡視船、30メートル型巡視艇建造	1,976	公募による 随意契約	—
5	墨田川造船株式会社	30メートル型巡視艇建造	881	公募による 随意契約	—
6	新潟造船株式会社	30メートル型巡視艇建造	435	公募による 随意契約	—
7	日本無線株式会社	警備救難情報表示装置、小物標遠距離探知レーダー購入	219	公募による 随意契約	—
8	古野電気株式会社	警備救難情報表示装置購入	24	公募による 随意契約	—
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	巡視船艇の整備に関する経費（東日本大震災関連）		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23～		担当課室	船舶課		課長	山崎 壽久	
会計区分	一般会計、東日本復興特別会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁では、今般の東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後にあっても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震等が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、装備等の能力不足により十分に対応できなかった部分は、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、曳航能力、救援物資等の輸送能力、給水能力等の災害対応能力を向上させた巡視船艇を整備する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	-	-	2,427	2,626		
		繰越し等	-	12,100	△ 193	-		
		計	-	△ 4,066	4,066	0		
	執行額	-	8,034	6,300	2,626			
	執行率 (%)	-	85.0%	65%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	
	成果実績	要救助海難の救助率(目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	96	95	96		
		達成度	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務)	件	0	0	0	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	H22年度	H23年度	H24年度	
	活動実績	年度別新規整備隻数	大型巡視船	隻	3	2	0	
			中型巡視船	隻	0	0	0	
			小型巡視船	隻	0	0	0	
			大型巡視艇	隻	4	6	0	
小型巡視艇			隻	6	0	0		
単位当たりコスト	(参考) H24年度は新規がなく、継続事業のみ。 (巡視船艇1隻あたりの事業総額は右のとおり)	算出根拠	主要目	長さ	整備期間	1隻あたりの事業総額		
		(巡視船) 大型巡視船	約 92.0m	4ヵ年	約50億円			
(巡視艇) 大型巡視艇	約 37.0m	2ヵ年	約19億円					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	船舶建造費	2,620						
	船舶建造庁費	1						
	船舶建造旅費	5						
	計	2,626						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し、今後の大規模震災に備えた体制を確保するためのものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。不用品が生じた場合、その理由を把握している。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	大規模災害への的確な対応を念頭に必要な仕様の変更を行いつつも船価抑制を図っている。また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	今後想定される大規模災害においても的確に対応できるように、災害対応能力を強化した巡視船艇を計画的に整備している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、輸送・給水・消防等の災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し、今後、想定される大規模災害への対応体制を確保するものであり、大規模災害への的確な対応を念頭に必要な仕様の変更を行いつつも船価抑制を図っている。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22-515	平成23年	23-493、23補-0061	平成24年	24-536、24-537

海上保安庁
4,125百万円

○巡視船艇の整備計画等の企画立案、仕様内容の決定、
調達関係事務

【一般競争入札】

A. 民間事業者(20社)
133百万円

○当庁が発注した調達品の納入
〔通信装置、防舷物等の船用品、救命胴衣等法定〕

【公募による随意契約】

B. 民間事業者(5社)
3,951百万円

○当庁が発注した巡視船艇の建造、調達品の納入
〔巡視船艇の船体、取締りに必要な監視装置等〕

【その他の随意契約】

C. 民間事業者(23社)
18百万円

○当庁が発注した調達品の納入
〔武器、医療器具、機関整備用工具等 少額のもの〕

船舶建造旅費
23百万円

○巡視船艇の整備に伴う検査等に従事する職員
へ支給する旅費

【公募による随意契約について】

一般競争契約として公告し、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公になると、海上保安庁の業務に支障を来すため、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれる調達は、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報
- 監視装置の性能や機能等の情報
- 秘匿通信装置の暗号方式等の情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
1,500万円以上(12,000万円以上の場合は総合評価方式)

【その他の随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

※ 契約金額が少額である場合の随意契約

- 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき
- 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないもの

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. 神山産業株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	船舶用需品購入	24			
計		24	計		0
B. 墨田川造船株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
船舶建造費	35メートル型巡視艇建造	1,904			
計		1,904	計		0
C. 豊和工業株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	小銃購入	4			
計		4	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(20社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神山産業株式会社	船舶用需品購入	19	2	-
			3	3	89.9
			1	3	99.9
			1	1	100.0
2	トーエイ株式会社	船舶用需品購入	12	6	99.4
3	太陽無線株式会社	通信装置購入	11	1	100.0
4	島田燈器工業株式会社	船舶用需品購入	9	2	99.8
5	株式会社マリネアライフraft	船舶用需品購入	4	2	98.8
			2	2	98.9
			1	2	99.8
			1	1	99.8
6	飯島産業株式会社	船舶用需品購入	7	5	-
7	加賀ソルネット株式会社	船舶用需品購入	6	2	96.7
8	長野日本無線株式会社	通信装置購入	5	1	98.3
9	株式会社倉本産業	船舶用需品購入	5	3	100.0
10	株式会社ゼック	通信装置購入	3	2	99.9

B. 民間事業者(5社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	墨田川造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	1,904	公募による 随意契約	-
2	新潟造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	1,259	公募による 随意契約	-
3	長崎造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	627	公募による 随意契約	-
4	日本電気株式会社	赤外線搜索監視装置購入	156	公募による 随意契約	-
5	長野日本無線株式会社	通信装置購入	5	公募による 随意契約	-
6					
7					
8					
9					
10					

C. 民間事業者(23社)

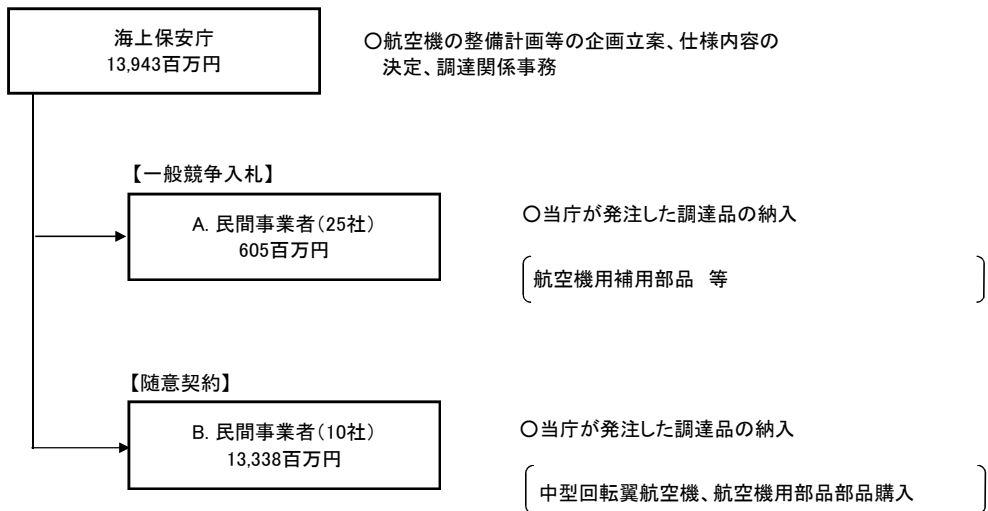
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	豊和工業株式会社	小銃購入	4	随意契約	-
2	ミネベア株式会社	けん銃購入	2	随意契約	-
3	辰野株式会社	小銃購入	1	随意契約	-
4	アライ印刷株式会社	印刷製本	1	随意契約	-
5	美保産業株式会社	船舶用需品購入	1	随意契約	-
6	株式会社タイホーコーザイ	船舶用需品購入	1	随意契約	-
7	KDDI株式会社	通信装置購入	1	随意契約	-
8	株式会社エーオーアール	通信装置購入	1	随意契約	-
9	株式会社シンコー堂	船舶用需品購入	1	随意契約	-
10	山本シーリング工業株式会社	船舶用需品購入	1	随意契約	-

平成25年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	航空機の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	航空機課		課長 古場 誠也	
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。</p> <p>一方、現在の航空機では、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、荒天下飛行能力、航続性、夜間捜索監視能力等を備えたヘリコプターの重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算	9,555	8,257	8,880	9,620	8,867
		繰越し等	2,616	0	1,662	0	
		計	0	0	3,485	0	
	執行額	12,171	8,257	14,027	9,620		
	執行率(%)	12,001	8,068	13,943			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			%	96	95	96
	達成度		海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持)(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	年度別新規整備機数		活動実績 (当初見込み)	機	7	2	7
単位当たりコスト	航空機1機あたりの事業総額は右のとおり		算出根拠	主要目 (ヘリコプター) 中型ヘリコプター	整備期間 3~4カ年	1機あたりの事業総額 約24億	
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	航空機購入費	9,652					
	計	9,652					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる航空機の修繕、燃料の供給等を行い、航空機の運航を適正に維持するものであり、国が実施しなければならない、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	調達については、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、法定整備や燃料の供給等を通じて航空機を適切に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	海上保安業務における必要性も勘案しつつ我が国をとりまく国際情勢等を踏まえ、引き続き航続性能に優れ夜間監視能力を備えた中型ヘリコプターの整備をする際、整備する機種を同一にしたことにより、予備部品等の調達による維持経費の削減等が見込まれる。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
予備費措置 ・中型回転翼航空機3機購入						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22-516	平成23年	23-494	平成24年	24-538

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



【随意契約】

航空機の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来たすため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約にしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条

この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務に

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.三井物産エアロスペース株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	中型回転翼航空機用部品買入	391			
計		391	計		0
B.三井物産エアロスペース株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
航空機購入費	中型回転翼航空機3機買入	4,144			
計		4,144	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

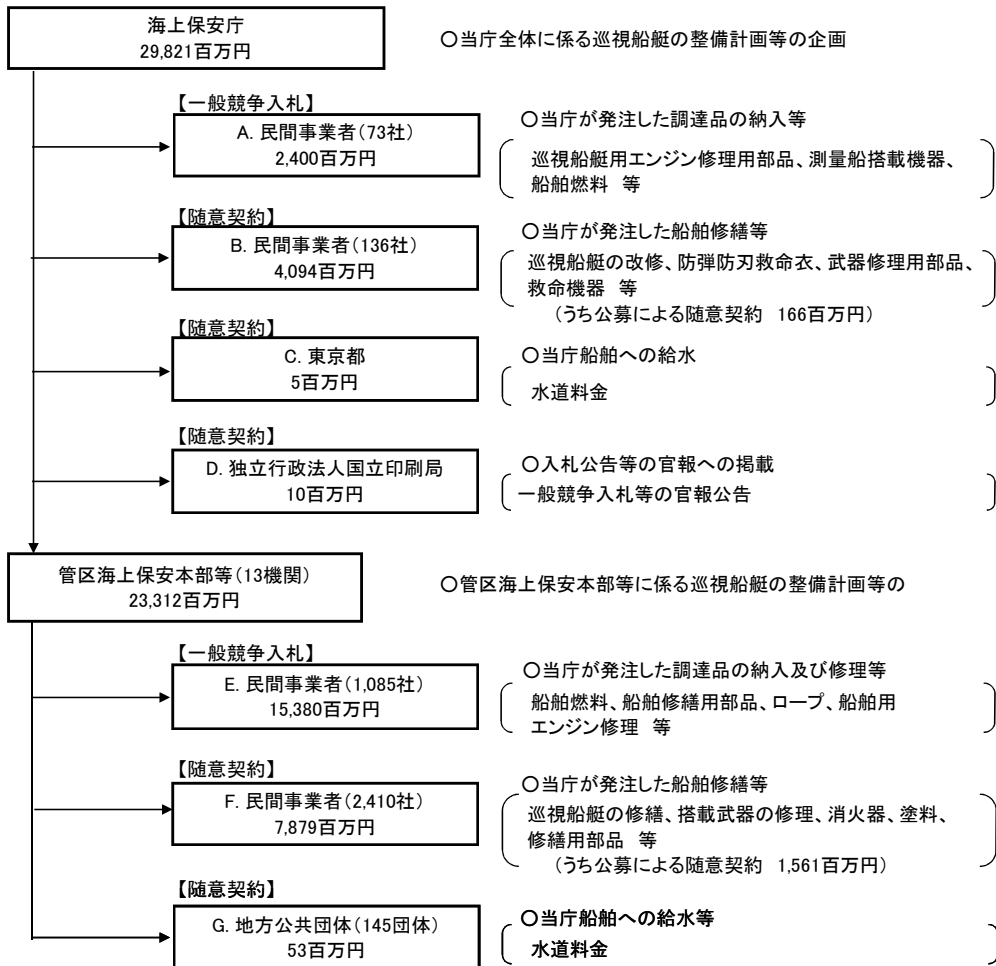
A. 民間事業者(25社)					
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	391	1	100.0
2	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	83	1	99.9
3	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品購入	51	1	82.8
4	住商エアロシステム株式会社	航空機用部品購入	10	1	99.6
5	日本測器株式会社	航空機用部品購入	8	2	98.6
6	株式会社海外物産	航空機用部品購入	6	1	99.7
7	株式会社 ネットコムセック	航空機用部品購入	6	1	98.3
8	株式会社ジャムコ	航空機用部品購入	5	2	76.1
9	トヨタエルアンドエフ東京株式会社	航空機用部品購入	4	2	97.3
10	多摩川エアロシステムズ株式会社	航空機用部品購入	4	2	64.0
B. 民間事業者(10社)					
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機購入	4,144	随意契約	—
2	MITSUBISHIINTERNATIONALCORPORATION	航空機購入	3,482	随意契約	—
3	EUROCOPTER SAS	航空機購入	1,576	随意契約	—
4	イオンインターナショナル株式会社	航空機用部品購入	20	随意契約	—
5	株式会社カナデン	航空機用部品購入	14	随意契約	—
6	長野日本無線株式会社	航空機用部品購入	10	随意契約	—
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	巡視船艇の運航に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	船舶課		課長 山崎 壽久				
会計区分	一般会計、東日本復興特別会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、 通知等	—						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。									
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。									
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求				
		当初予算	22,634	20,563	26,555	24,240				
		補正予算	1,329	6,595	2,798	-				
		繰越し等	△ 900	△ 496	570	1,375				
	計	23,063	26,662	29,923	25,615					
	執行額	23,017	26,659	29,821						
執行率 (%)	99.8%	100.0%	99.7%							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度			
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	96	95	96		
	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持)(第3次海上保安業務遂行計画評価書)			件	0	0	0			
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度			
	巡視船艇等の燃料供給、船艇法定検査			法定検査(隻)	196	163	189			
				重油(万KL)	7.4	6.2	7.5			
				軽油(万KL)	5.0	6.5	5.4			
単位当たり コスト	67 (百万円/1隻)		算出根拠	単位当たりコストは、平成24年度の巡視船艇等の運航に関する経費の執行額29,821百万円を巡視船艇等の総数446隻で除したものの。						
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	航空機及船舶運航費	23,693								
	計	23693	0							

事業所管部局による点検						
	項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる巡視船艇の修繕、燃料の供給等を行い、巡視船艇の運航を適正に維持するものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	契約行為については、海上保安業務における必要性や施設の老朽化の程度等を精査し、真に必要なもの、緊急性の高いものから整備を進めており、コストの削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			○	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、法定整備や燃料の供給等を通じて巡視船艇を適正に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本経費については、例えば修繕に関し、老朽化対策工事を緊急性の高いものに限定したり、乗員や陸上職員による日常点検等の実施体制を確立することにより法定検査間隔を延伸するなど、その節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22-517	平成23年	23-495、23補-0063	平成24年	24-0540

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

【随意契約】

巡視船艇の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

また、船艇がドックにおいて定期検査の結果、追加の修理を行う必要が生じた場合、別の業者と契約し、当該業者のドックに移動して追加修理を行うことは経済的ではなく、かつ、工期が余分にかかることから、会計法により競争に付することが不利と認められる場合に該当するものとして、当初のドックと随意契約を行っている。

なお、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

- (国の行為を秘密にする必要がある事項)
- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
 - 武器の性能、機能、保管場所等の情報
 - 監視装置の性能や機能等の情報

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. サマユ株式会社			E. 株式会社りゆうせき		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
消耗品費	船舶用機器交換部品購入	472	燃料費	船舶用燃料購入	3,187
計		472	計		3,187
B. ユニバーサル造船株式会社			F. サノヤス造船株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	巡視船延命工事、測量船改修工事	3,215	役務費	巡視船定検修理、臨時修理等	736
			消耗品費	船舶用主機関交換部品購入	20
			電気料	上架船舶自活用電力	1
計		3,215	計		757
C. 東京都			G. 福岡市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
水道料	船舶用水道料	5	水道料	船舶用水道料	4
計		5	計		4
D. 独立行政法人国立印刷局			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報公告料	10			
計		10	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(73社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	サマユー株式会社	船舶用ウォータージェット交換部品購入	472	1	99.9%
2	JFEエンジニアリング株式会社	船舶用主機関交換部品購入	368	1	99.7%
3	ヤンマー株式会社	船舶用発電装置購入	193	2	81.5%
4	伊藤忠エネクス株式会社	船舶用燃料費購入	186	2	86.0%
5	新潟原動機株式会社	船舶用主機関購入	136	1	95.6%
6	新東亜交易株式会社	船舶用ウォータージェット交換部品購入	97	1	97.0%
7	渦潮電機株式会社	船舶用配電盤購入	69	2	94.8%
8	JRCS株式会社	船舶用機関監視制御装置購入	65	2	99.1%
9	三井造船株式会社	測量船昭洋定検修理施工	53	1	95.0%
10	湘南工作販売株式会社	船舶用停船命令等表示装置購入	52	1	86.4%

B. 民間事業者(136社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ユニバーサル造船株式会社	巡視船延命工事、測量船改修工事	3,215	随意契約	-
2	三菱重工業株式会社	船舶用業務用装置購入	413	随意契約	-
3	湘南工作販売株式会社	船舶用業務用装置購入	43	随意契約	-
4	日本無線株式会社	船舶用業務用装置購入	26	随意契約	-
5	東京計器株式会社	船舶用業務用装置購入	21	随意契約	-
6	日鋼特機株式会社室蘭事業所	巡視船武器整備(延命関係)	21	随意契約	-
7	三井造船株式会社	測量船昭洋定検追加修理	17	随意契約	-
8	古野電気株式会社	船舶用業務用装置購入	16	随意契約	-
9	函館どつく株式会社函館造船所	測量船昭洋臨時修理	7	随意契約	-
10	山陽造船企業株式会社	測量船臨時修理	6	随意契約	-

C. 地方公共団体(1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	船舶用水道料	5	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D. 公益法人(1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	10	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E. 民間事業者(1085社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社りゅうせき	船舶用燃料購入	3,187	3	97.0%
2	新潟原動機株式会社(高速)	船舶用主機関修理、交換部品購入	787	2	97.0%
3	関東タス(株)	船舶用燃料購入	628	2	97.0%
4	林兼石油株式会社	船舶用燃料購入	283	3	99.2%
5	南星石油株式会社	船舶用燃料購入	262	7	99.7%
6	京都府漁業協同組合連合会	船舶用燃料購入	257	1	96.3%
7	サノヤス造船株式会社	船舶用主機関修理、交換部品購入	206	3	96.9%
8	株式会社アベキ	船舶用燃料購入	198	2	99.9%
9	中川物産株式会社	船舶用燃料購入	193	2	98.9%
10	石川県漁業協同組合	船舶用燃料購入	172	1	97.9%

F. 民間事業者(2410社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	サノヤス造船株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	758	随意契約	-
2	三井造船株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	507	随意契約	-
3	サンセイ株式会社下関工場	巡視船定検修理、自活用電力料等	379	随意契約	-
4	内海造船株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	312	随意契約	-
5	新潟造船株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	205	随意契約	-
6	函東工業株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	199	随意契約	-
7	東北ドック鉄工株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	175	随意契約	-
8	新潟原動機株式会社(高速)	巡視船定検修理、自活用電力料等	172	随意契約	-
9	向島ドック株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	168	随意契約	-
10	株式会社神田造船所	巡視船定検修理、自活用電力料等	124	随意契約	-

G. 地方公共団体(145団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福岡市	船舶用水道料	4	随意契約	-
2	石垣市	船舶用水道料	4	随意契約	-
3	塩釜市	船舶用水道料	3	随意契約	-
4	新潟県	船舶用水道料	2	随意契約	-
5	神戸市	船舶用水道料	2	随意契約	-
6	福島県	船舶用水道料	1	随意契約	-
7	神戸市	船舶用水道料	2	随意契約	-
8	福島県	船舶用水道料	1	随意契約	-
9	鹿児島市	船舶用水道料	1	随意契約	-
10	小樽市	船舶用水道料	1	随意契約	-

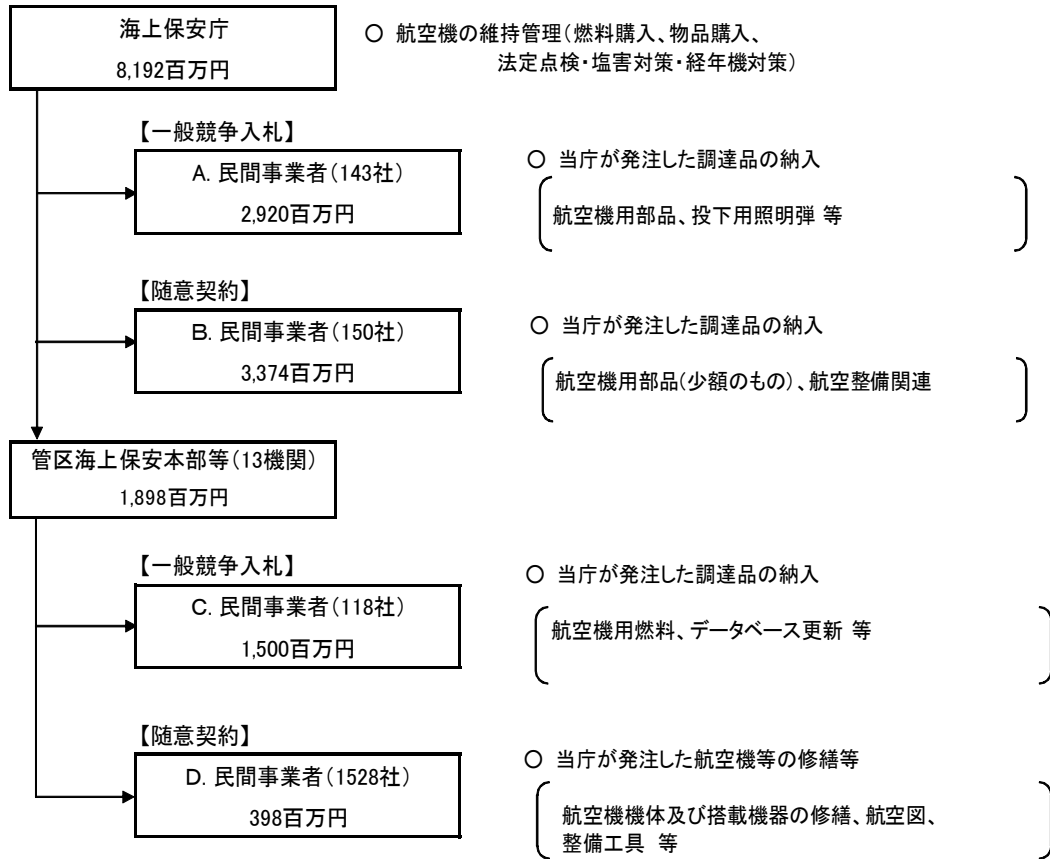
平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	航空機の運航に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	航空機課		課長 古場 誠也		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	7,146	7,082	7,211	7,509	7,735	
		繰越し等	0	0	488	0		
		計	7,146	7,082	8,240	7,509		
	執行額	7,137	6,880	8,192				
	執行率 (%)	99.9%	97.1%	99.4%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。	成果実績	要救助海難の救助率(目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	96	95	96	
		達成度	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持)(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度
	航空機の燃料供給、機体整備	活動実績	機体整備(機)	109	94	51		
		(当初見込み)	ジェット燃料(万KL)	2	1.9	1.9		
単位当たりコスト	101 (百万円/1機)		算出根拠	単位当たりコストは、平成24年度の航空機の運航に関する経費の執行額7,381百万円を航空機の総数73機で除したものの。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	航空機及船舶運航費	7,509						
	計	7,509						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	わが国の主権の確保、海洋権益の保全を図るために必要な体制の整備を推進及び執行体制の強化を図ることは国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	調達法令に基づく一般競争、公募の実施により競争性を確保することはもとより、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。なお、不用が発生した場合は理由を把握している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	老朽・旧式化が顕著な機体について重点的に代替整備を進めることに加え、計画的な整備や長期使用が見込まれる枯渇部品の確保を図っている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本経費については、例えば修繕に関し、職員による点検整備を増やすことで業者による整備間隔を延伸したり、解役が迫った航空機について、法定点検が必要となる所定の飛行時間に達しないよう運用を調整するなどにより、その節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
予備費措置 ・赤外線捜索監視装置3式買入 ・航空用高性能監視レーダー1式買入						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22-516	平成23年	23-496	平成24年	24-541

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

【随意契約】

航空機の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをとするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約にしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成20・21年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
1,700万円以上(14,000万円以上の場合は総合評価方式)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.新東亜交易株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	航空用部品整備	289			
計		289	計		0
B.三井物産エアロスペース株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	赤外線搜索監視4式買入	503			
計		503	計		0
C.コスモ石油株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空機用燃料	350			
計		350	計		0
D.リーフエナジー株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空機用燃料	20			
計		20	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(143社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新東亜交易株式会社	航空機用部品整備	398	1	100.0
2	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品整備	181	1	98.9
3	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	112	1	100.0
4	日本エアロスペース株式会社	航空機用部品整備	108	1	99.7
5	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機用部品購入	90	1	100.0
6	株式会社エアロパートナーズ	航空機用部品購入	87	1	100.0
7	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	87	1	99.8
8	伊藤忠アビエーション株式会社	航空機用部品購入	79	1	100.0
9	朝日航洋株式会社	航空機用部品購入	76	1	99.8
10	三洋商事株式会社	航空機用部品購入	74	1	100.0

B. 民間事業者(150社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	503	随意契約	—
2	株式会社エアロパートナーズ	航空機用部品購入	207	随意契約	—
3	日本トランスオーシャン航空株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	136	随意契約	—
4	富士重工業株式会社	航空機用部品購入	114	随意契約	—
5	株式会社ジヤムコ	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	98	随意契約	—
6	富士重工業株式会社	航空機用部品購入	92	随意契約	—
7	タレスジャパン株式会社	航空機用部品購入	65	随意契約	—
8	朝日航洋株式会社	航空機用部品購入、航空機整備作業手順書更新	50	随意契約	—
9	日本飛行機株式会社	航空機用部品購入	46	随意契約	—
10	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機用部品購入	30	随意契約	—

C. 民間事業者(118社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	コスモ石油株式会社	航空機用燃料購入	350	3	97.6
2	株式会社沖航燃	航空機用燃料購入	279	1	99.6
3	国際航空給油株式会社	航空機用燃料購入	120	1	98.4
4	株式会社IKS	航空機用燃料購入	85	2	96.4
5	JX日鉱日石エネルギー株式会社	航空機用燃料購入	74	1	99.4
6	出光アヴィエーション株式会社	航空機用燃料購入	47	3	99.3
7	国際航空給油株式会社	航空機用燃料購入	40	2	98.8
9	株式会社サンロード	航空機用燃料購入	28	2	100.0
8	出光アヴィエーション(株)	航空機用燃料購入	22	2	93.0
10	南国殖産株式会社	航空機用燃料購入	17	3	100.0

D. 民間事業者(1528社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	リーフエナジー(株)	航空機用燃料購入	20	随意契約	—
2	国際航空給油株式会社	航空機用燃料購入	8	随意契約	—
3	株式会社サンロード	航空機用燃料購入	7	随意契約	—
4	南国殖産株式会社	航空機用燃料購入	4	随意契約	—
5	鈴与商事株式会社	航空機用燃料購入	3	随意契約	—
6	旭商事株式会社	航空機用燃料購入	2	随意契約	—
7	パイロット株式会社	航空機用部品購入	2	随意契約	—
8	JX日鉱日石エネルギー株式会社	航空機用燃料購入	2	随意契約	—
9	川重商事株式会社	航空機用燃料購入	1	随意契約	—
10	出光リテール販売株式会社	航空機用燃料購入	1	随意契約	—

平成25年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	治安及び救難体制の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁警備救難部		作成責任者														
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	管理課		課長 奥島 高弘														
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する																
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項 第1~3、6、7、12~18、25号		関係する計画、通知等	-																
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。																			
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。																			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他																			
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求														
		当初予算	6,566	6,725	7,373	6704	-													
		補正予算	6	△ 2	482	0														
		繰越し等	0	28	△ 343	457														
	計	6,572	6,751	7,512	7,161	-														
	執行額	6,435	6,714	7,327																
執行率 (%)	97.9%	99.5%	97.5%																	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)												
	達成度	海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。			%	96	95	96	95以上											
	成果実績	陸上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)			件	0	0	0	0											
	達成度				%	100	100	100												
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込												
	救助者	活動実績	人	1,906	1,579	2,466	-													
	犯罪処理状況	(当初見込み)	件	8,089	7,356	7,448	-													
	立入検査数		隻数	35,414	29,877	30,850	-													
単位当たりコスト	主な警備資機材及び救難資機材の価格、並びに巡視船艇の運航に必要な旅費の単位当たりコストは右のとおり			算出根拠	<table border="0"> <tr> <td>項目</td> <td>価格</td> </tr> <tr> <td>海上保安官個人装備</td> <td>約19百万円</td> </tr> <tr> <td>長距離音響発生装置</td> <td>約20百万円</td> </tr> <tr> <td>ビデオ喉頭鏡</td> <td>約9百万円</td> </tr> <tr> <td>航海日当食卓料</td> <td>約7百万円/隻</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(平成25年度予算額2,431百万円/360隻)</td> </tr> </table>				項目	価格	海上保安官個人装備	約19百万円	長距離音響発生装置	約20百万円	ビデオ喉頭鏡	約9百万円	航海日当食卓料	約7百万円/隻	(平成25年度予算額2,431百万円/360隻)	
項目	価格																			
海上保安官個人装備	約19百万円																			
長距離音響発生装置	約20百万円																			
ビデオ喉頭鏡	約9百万円																			
航海日当食卓料	約7百万円/隻																			
(平成25年度予算額2,431百万円/360隻)																				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由																
	別紙のとおり																			

	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由
平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳	非常勤職員手当	67		
	諸謝金	8		
	協力援助者災害給付金	11		
	報償費	21		
	職員旅費	157		
	活動旅費	239		
	海上警備対策旅費	105		
	外地抑留者引取旅費	0		
	航海日当食卓料	2,431		
	委員等旅費	2		
	証人等旅費	0		
	帰住旅費	0		
	庁費	1,640		
	航空従事者研修費	122		
	装備費	579		
	被服費	223		
	弾薬費	284		
	土地建物借料	426		
	各所修繕	211		
	捜査費	164		
被收容者等食糧費	1			
国際機関分担金	3			
賠償償還及払戻金	10			
	計	6,704		

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	海上保安庁法の規定に基づき、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕等を行うもので、広く国民のニーズがあり、国が実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているものについては、公募、複数者からの見積り徴取により、競争性を確保している。また、一般競争入札への見直し等により、調達コストの縮減を図っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	要救助海難の救助率、海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数とも、目標を達成している。海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
	—	—	—			
点検結果	<p>これまで、関係行政機関や地方公共団体等との連携・協力の推進により、治安・救難業務の効率的な遂行を図ってきたところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続きコスト縮減に努めていく。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。</p>					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22-498	平成23年	23-497	平成24年	24-543

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

海上保安庁 7,327百万円	○当庁全体に係る治安及び救難体制に関する計画等の企画立案、 調達関係事務
【一般競争入札】 A. 民間事業者(68社) 637百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔分析機器、業務用自動車借上 捜査取締資機材、制服、作業服 等〕
【随意契約(公募含む)】 B. 民間事業者(247社) 843百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔武器、弾薬、捜査関係資機材 救難用資機材、業務用図書 等 (うち公募による契約 552百万円)〕
【随意契約】 C. 公益法人等(40機関) 22百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔研修・講習等参加料、業務用図書 等〕
【随意契約】 D. 東京都 6百万円	○当庁施設への給水 〔水道使用料〕
旅費 113百万円	○当庁の職員が業務に従事するための旅費 〔警備救難業務旅費、捜査活動旅費、研修旅費 捜査活動外国旅費、航海日当食卓料 等〕

管区海上保安本部等(13機関) 5,706百万円	○管区海上保安本部に係る治安及び救難体制に関する計画等の 企画立案、調達関係事務
【一般競争入札】 E. 民間事業者(156社) 602百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔捜査取締資機材、保安部等電気料 等〕
【随意契約(公募含む)】 F. 民間事業者(4492社) 2,026百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔潜水資機材、防弾衣、庁舎の敷地借料 救難等資機材、薬物検査キット、業務用自動車整備 等 (うち公募による契約 39百万円)〕
【随意契約】 G. 公益法人等(329機関) 76百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔訓練等受講料、自家用電気工作物保安管理委託、健康診断 庁舎設備法定点検 等〕
【随意契約】 H. 地方公共団体(416団体) 312百万円	○当庁の施設への給水等 〔水道使用料、敷地借料 等〕
旅費 2,690百万円	○当庁職員が業務に従事するための旅費 〔警備救難業務旅費、捜査活動旅費 航海日当食卓料、研修旅費 等〕

【随意契約】

防弾衣等の調達については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

携帯電話購入、回線使用料契約においては、携帯電話の内線化についての企画提案書を複数の電話会社から提出してもらい、企画競争委員会において最も優れた企画提案書に選定された業者と随意契約を締結する企画競争方式を採用した。

また、契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資機材の性能等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

- ④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- ⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件」

物品等の調達契約、特定役務(建築のためのサービス等を除く)の調達契約 1,200万円 (H24.4.1～H26.3.31に適用)

「公共調達の適正化について」(財務大臣通告)

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(2) ② 従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.山基物産株式会社			E.名古屋通信工業株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	制服・作業服等購入	95	工事	移設工事	36
計		95	計		36
B.山基物産株式会社			F.関西国際空港株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	防弾衣等購入	290	借料	庁舎敷地借料	124
計		290	計		124
C.学校法人阿弥陀寺教育学園			G.東海大学		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	研修費	10	役務費	検査委託料	3
計		10	計		3
D.東京都			H.慶佐次区長		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
光熱水料	水道使用料	6	借料	庁舎敷地借料	77
計		6	計		77

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(68社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山基物産株式会社	制服・作業服等購入	95	2	0.985
2	株式会社武蔵富装	制服・作業服等購入	62	3	0.933
3	甲株式会社	制服購入	38	6	0.943
4	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空部品購入	33	1	0.996
5	トーエイ株式会社	業務用物品購入	24	2	0.992
6	日立キャピタル株式会社	業務用物品借入	23	3	0.947
7	株式会社武田商店	業務用物品の購入	22	3	0.997
8	東京電力株式会社	庁舎電気料	21	1	1
9	長野日本無線株式会社	通信用物品購入	16	1	0.999
10	イズミ産業株式会社	業務用靴購入	14	3	0.968

B. 民間業者(637社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山基物産株式会社	業務用物品購入	291	随意契約	—
2	日本工機株式会社	弾薬購入	159	随意契約	—
3	ダイキン工業株式会社	弾薬購入	76	随意契約	—
4	株式会社HAMANI	業務用物品購入	32	随意契約	—
5	東京臨海熱供給株式会社	熱使用料	25	随意契約	—
6	東京電力株式会社	電気使用料	23	随意契約	—
7	株式会社銀座銃砲店	弾薬購入	21	随意契約	—
8	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	回線使用料	17	随意契約	—
9	オリックス自動車株式会社	業務用車借入	16	随意契約	—
10	株式会社JALUX	武器購入	15	随意契約	—

C. 公益法人(40社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学校法人阿弥陀寺教育学園	授業料	10	随意契約	—
2	海上災害防止センター	研修料	3	随意契約	—
3	独立行政法人国立印刷局	公告料	2	随意契約	—
4	一般財団法人航空振興財団	業務支援料	2	随意契約	—
5	一般財団法人日本ITU協会	業務用物品購入	1	随意契約	—
6	財団法人日本人事試験研究センター	試験委託料	0	随意契約	—
7	一般財団法人関東電気保安協会	自家用電気保安業務	0	随意契約	—
8	日本放送協会	受信料	0	随意契約	—
9	一般財団法人健康医学協会	健康診断料	0	随意契約	—
10	公益社団法人日本航空技術協会	講習料	0	随意契約	—

D. 地方公共団体(1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	水道使用料	6	随意契約	—

E. 民間事業者(157社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名古屋通信工業株式会社	移設工事	36	2	0.954
2	株式会社イシフォー	業務用物品購入	31	7	0.92
3	国際ビルサービス株式会社	施設機械保守業務	31	4	0.867
4	浄美社株式会社	庁舎管理業務	26	4	0.873
5	TAIHO CONSTRUCTION株式会社	庁舎改修工事	22	7	0.738
6	関西電力株式会社	電気使用料	21	2	0.982
7	東京電力株式会社	電気使用料	16	1	1
8	株式会社富士通マーケティング	改修工事	13	1	0.95
9	中国電力株式会社	電気使用料	13	1	0.955
10	エネット株式会社	電気使用料	13	3	0.95

F. 民間事業者(4491社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関西空港株式会社	庁舎借入料	124	随意契約	—
2	エネット株式会社	電気使用料	69	随意契約	—
3	九州電力株式会社	電気使用料	54	随意契約	—
4	弁護士中上	損害賠償示談金	47	随意契約	—
5	野田法律事務所	損害賠償示談金	37	随意契約	—
6	沖縄電力株式会社	電気使用料	37	随意契約	—
7	関西電力株式会社	電気使用料	33	随意契約	—
8	東北電力株式会社	電気使用料	27	随意契約	—
9	新関西国際空港株式会社	水道使用料	27	随意契約	—
10	田川法律事務所	損害賠償示談金	25	随意契約	—

G. 公益法人(329社)

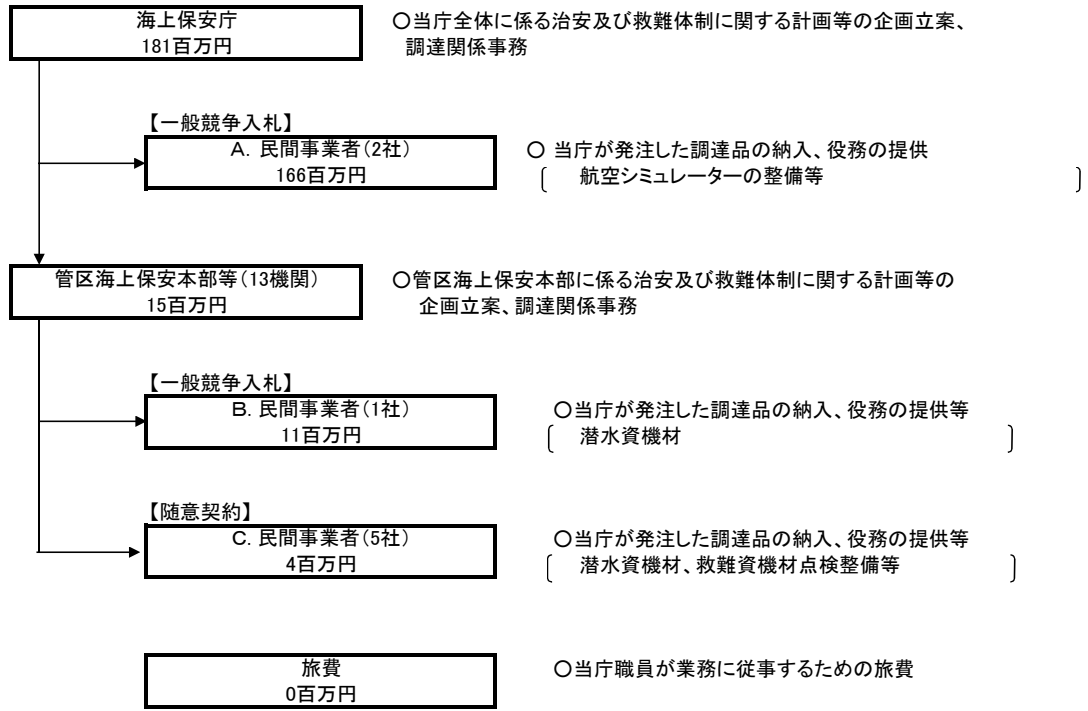
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東海大学	検査委託料	3	随意契約	—
2	独立行政法人海上災害防止センター	研修料	3	随意契約	—
3	学校法人沖縄大学	庁舎敷地借料	2	随意契約	—
4	社団法人新潟県健康管理協会	健康診断料	2	随意契約	—
5	学校法人金沢医科大学	検査委託料	1	随意契約	—
6	公立大学法人和歌山県立医科大学	検査委託料	1	随意契約	—
7	医療法人社団倫芳会河井医院	健康診断料	1	随意契約	—
8	財団法人航空振興財団	研修料	1	随意契約	—
9	国立大学法人長崎大学	検査委託料	1	随意契約	—
10	千葉大学	検査委託料	1	随意契約	—

H. 地方公共団体(416団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	慶佐次区長	庁舎敷地借料	77	随意契約	—
2	名古屋港湾管理組合	庁舎敷地借料	23	随意契約	—
3	大阪市	庁舎敷地借料	22	随意契約	—
4	新島村	庁舎敷地借料	13	随意契約	—
5	今治市	港湾施設使用料	12	随意契約	—
6	高知県	庁舎敷地借料	12	随意契約	—
7	東京港湾管理事務所	庁舎敷地借料	12	随意契約	—
8	大阪府	庁舎敷地借料	11	随意契約	—
9	常滑市	庁舎敷地借料	9	随意契約	—
10	那覇港管理組合	港湾施設使用料	7	随意契約	—

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、救助活動や救急・救出救助活動といった災害対応業務を行うもので、広く国民のニーズがあり、国が実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているものについては、複数者からの見積り徴取により、競争性を確保している。また、一般競争入札への見直し等により、調達コストの縮減を図っている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	要救助海難の救助率、海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数とも、目標を達成している。海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	—	—	—		
点検結果	各種資機材の復旧及び搜索救助活動資機材の整備により、被災地等での活動を確実に継続している。調達については、極力会計法等に基づく一般競争入札によることとし、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図った。				
	【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 各種資機材の復旧及び搜索救助活動資機材の整備が平成24年度で完了したことから、廃止した。				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年		平成23年	23補-0065	平成24年	24-544

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



【随意契約】

契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.三井物産エアロスペース株式会社

E.

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入	航空シミュレーターの購入	164			
計		164	計		0
B.株式会社ブルークエスト			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入	潜水資機材の購入	11			
計		11	計		0
C.株式会社ブルークエスト			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	救難資機材点検整備等	2			
計		2	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空シミュレーター購入	164	1	0.904
2	東邦商工株式会社	保管庫購入	2	2	0.947

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社ブルークエスト	潜水資機材購入	11	2	0.999

C

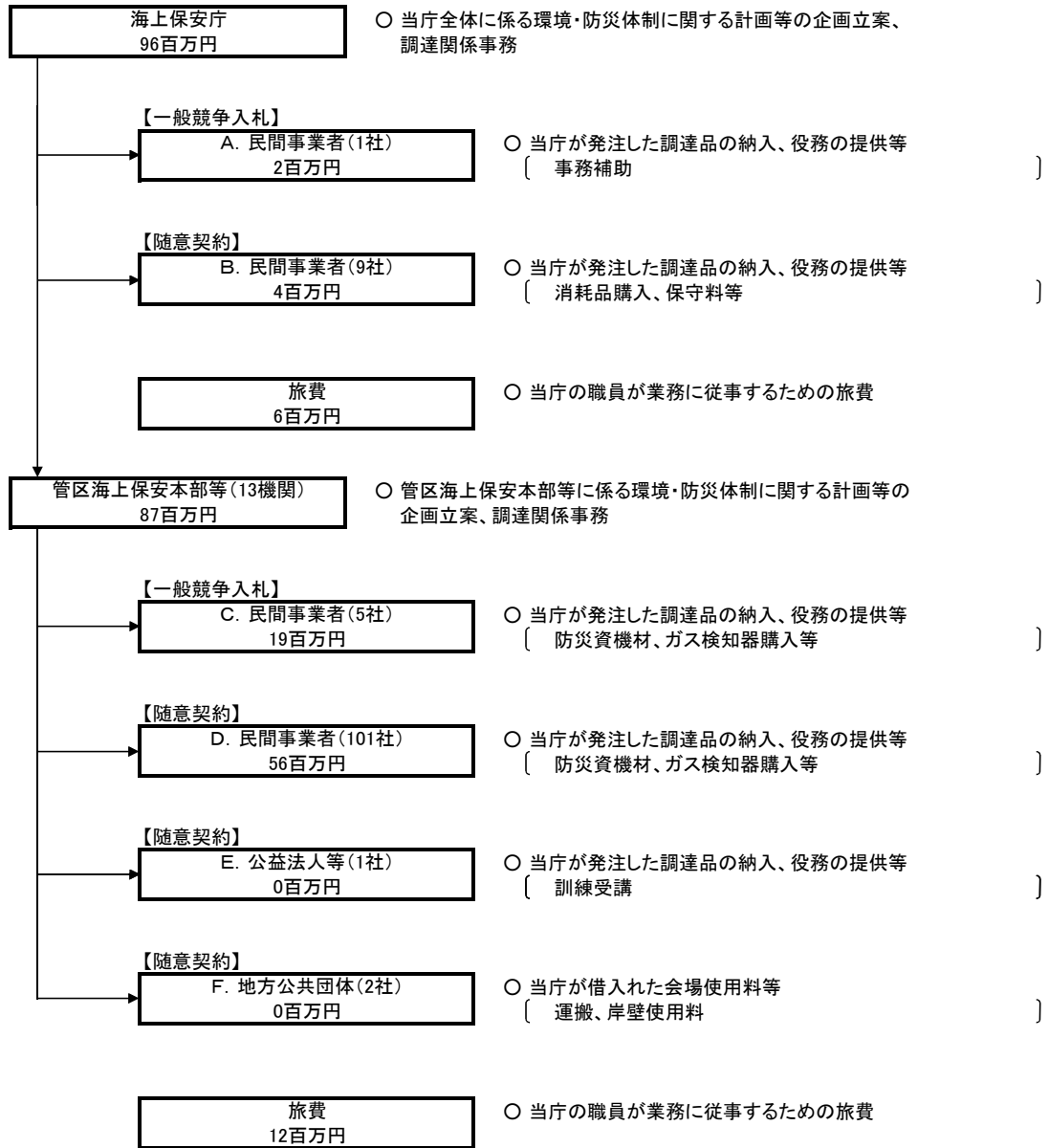
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社ブルークエスト	救難資機材点検整備等	2	随意契約	—
2	日本アクアラング株式会社	潜水資機材購入	1	随意契約	—
3	日本船舶薬品株式会社東京支店	潜水資機材購入	1	随意契約	—
4	神山産業株式会社	特殊救難業務用品購入	0	随意契約	—

平成25年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	環境・防災体制の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁警備救難部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	環境防災課		課長 七尾 英弘		
会計区分	一般会計、東日本復興特別会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第11号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルール の制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資器材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	103	98	96	101	-	
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
	計		103	98	96	101	-	
	執行額		102	98	96			
執行率(%)		99.0%	100.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、海上防災や海洋汚染防止といった業務は数値化が困難であり、定量的な評価はしていない。			成果実績	-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	防除措置を行った油流失事故件数			活動実績 (当初見込み)	件	170	127	106
単位当たりコスト	油流失事故に対応するための主な資器材の価格は右のとおり			算出根拠	項目		価格	
					オイルフェンス(300m)		約3百万円	
					高粘度油回収装置		約1百万円	
					可搬式油回収装置		約6百万円	
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0						
	職員旅費	18						
	海上警備対策旅費	1						
	委員等旅費	1						
	庁費	20						
	装備費	61						
	計	101						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	海上保安庁法の規定に基づき、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕等を行うもので、広く国民のニーズがあり、国が実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているものについては、公募、複数者からの見積り徴取により、競争性を確保している。また、一般競争入札への見直し等により、調達コストの縮減を図っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	要救助海難の救助率、海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数とも、目標を達成している。海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
	—	—	—			
点検結果	<p>これまで、関係行政機関や地方公共団体等との合同訓練や、海事関係者等に対する各種講習会等を積み重ね、我が国全体の大規模海上災害等への対応能力の向上を図ってきたところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続きコスト縮減に努めていく。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。 また、油等流出事故対応については、原因者に対して、消費した油吸着材の補填や汚れたオイルフェンスの洗浄等、引き続き適切なコストの負担を求めていく。</p>					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年		平成23年	23補-0065	平成24年	24-544

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

【随意契約】

契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	事務補助	2	役務費	海上防災訓練受講	0
計		2	計		0
B.株式会社マルミヤ			F.沖縄県伊平屋村役場		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	消耗品購入	1	役務費	公用車運搬	0
計		1	計		0
C.三洋商事株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	防災資機材購入	8			
計		8	計		0
D.三洋商事株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	防災資機材購入	2			
計		2	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社ケー・デー・シー	事務補助	2	2	0.939

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社マルミヤ	消耗品購入	1	随意契約	—
2	株式会社リコー	プリンタ・コピー機保守	0	随意契約	—
3	株式会社上永電機工業所	交換機保守	0	随意契約	—
4	株式会社恒亜印刷	リーフレット作成	0	随意契約	—
5	株式会社セイワビジネスサプライズ	消耗品購入	0	随意契約	—
6	東京電力株式会社	電気料	0	随意契約	—
7	美保産業株式会社	消耗品購入	0	随意契約	—
8	株式会社ミヤギ	消耗品購入	0	随意契約	—
9	株式会社永江印祥堂	消耗品購入	0	随意契約	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三洋商事株式会社	防災資機材購入	8	4	0.653
2	有限会社ミズシマ防災	ガス検知器等購入	5	2	0.939
3	三菱オートリース株式会社	貨物自動車借入	2	1	0.999
4	株式会社カネヤス	防災資機材修理	2	1	0.97
5	神山産業株式会社	防災資器材の購入	2	2	0.997

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三洋商事株式会社	防災資機材購入	2	随意契約	—
2	神山産業株式会社	防災資機材購入	2	随意契約	—
3	株式会社オーニシ北九州店	備品・消耗品購入	2	随意契約	—
4	キクニ株式会社	防災資機材購入	2	随意契約	—
5	原電事業株式会社	防災資機材保守	2	随意契約	—
6	株式会社三虎	消耗品購入	1	随意契約	—
7	合資会社名港海事商会	消耗品購入	1	随意契約	—
8	エムエスエイジャパン株式会社	防災資機材購入	1	随意契約	—
9	日本ドライケミカル株式会社	防災資機材保守	1	随意契約	—
10	理研計器株式会社	防災資機材保守	1	随意契約	—

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人海上災害防止センター	防除協議会講演料	0	随意契約	—

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	沖縄県伊平屋村役場	公用車運搬	0	随意契約	—
2	横浜市長	岸壁使用料	0	随意契約	—

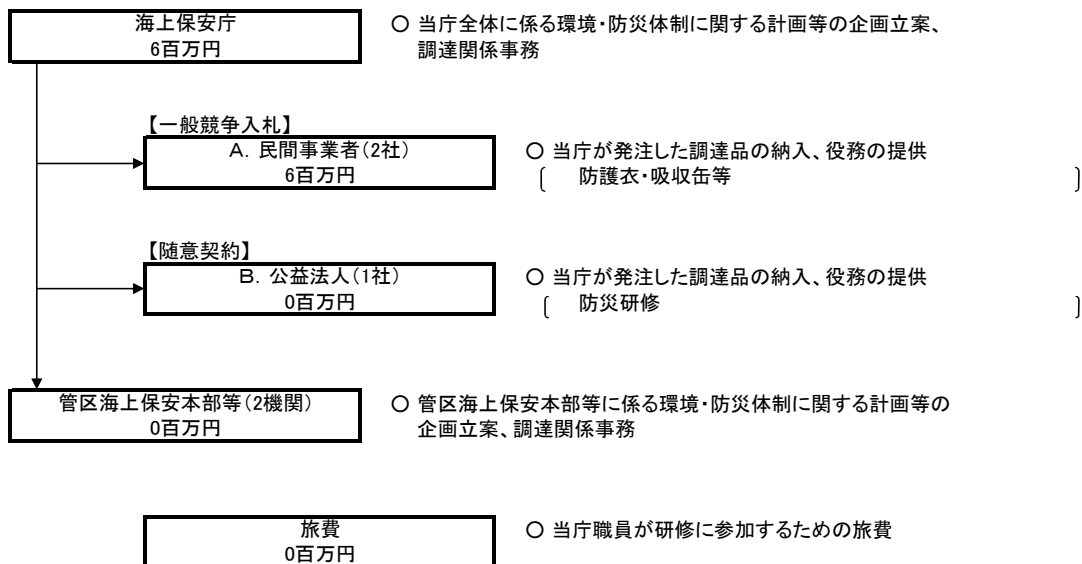
平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	環境・防災体制の整備に関する経費(東日本大震災関連)		担当部局庁	海上保安庁警備救難部		作成責任者						
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	環境防災課		課長 七尾 英弘						
会計区分	一般会計、東日本復興特別会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第11号		関係する計画、通知等	-								
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。											
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災により被災した油回収装置等の防災資機材の復旧による救援活動や救急・救出救助活動といった災害対応業務をはじめとする業務執行体制の確保を図るものである。											
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他											
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	-	23年度	0	24年度	7	25年度	-	26年度要求	-
		補正予算	-	-	143	-	0	-	-	-	-	
		繰越し等	-	-	0	-	0	-	-	-	-	
		計	-	-	143	-	7	-	-	-	-	
	執行額	-	-	143	-	6	-	-	-	-		
	執行率(%)	-	-	100.0%	-	94.3%	-	-	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)			
	海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、海上防災や海洋汚染防止といった業務は数値化が困難であり、定量的な評価はしていない。			成果実績	-	-	-	-	-			
				達成度	%	-	-	-	-			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込			
	防除措置を行った油流失事故件数			活動実績 (当初見込み)	件	170	127	106	-			
単位当たりコスト				算出根拠								
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由								

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、救助活動や救急・救出救助活動といった災害対応業務を行うもので、広く国民のニーズがあり、国が実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているものについては、複数者からの見積り徴取により、競争性を確保している。 また、一般競争入札への見直し等により、調達コストの縮減を図っている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○		
	費目・使途が事業目的に即真に必要なものに限定されているか。		○		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	要救助海難の救助率、海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数とも、目標を達成している。 海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	—	—	—		
	—	—	—		
点検結果	<p>油回収装置等の防災資機材の復旧及び原子力安全対策資機材の整備により、被災地等での活動を確実に継続している。 調達については、極力会計法等に基づく一般競争入札によることとし、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図った。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 油回収装置等の防災資機材の復旧及び原子力安全対策資機材の整備が平成24年度で完了したことから、廃止した。</p>				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年		平成23年	23補-0065	平成24年	24-544

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



【随意契約】

契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.ミドリ安全足立株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	防災資器材の購入	4			
計		4	計		0
B.独立行政法人放射線医学総合研究所			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役員費	研修料	0			
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ミドリ安全足立株式会社	防災資機材購入	4	3	84.5
2	神山産業株式会社	防災資機材購入	2	2	99.7

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人放射線医学総合研究所	防災研修	0	随意契約	—

平成25年行政事業レビューシート

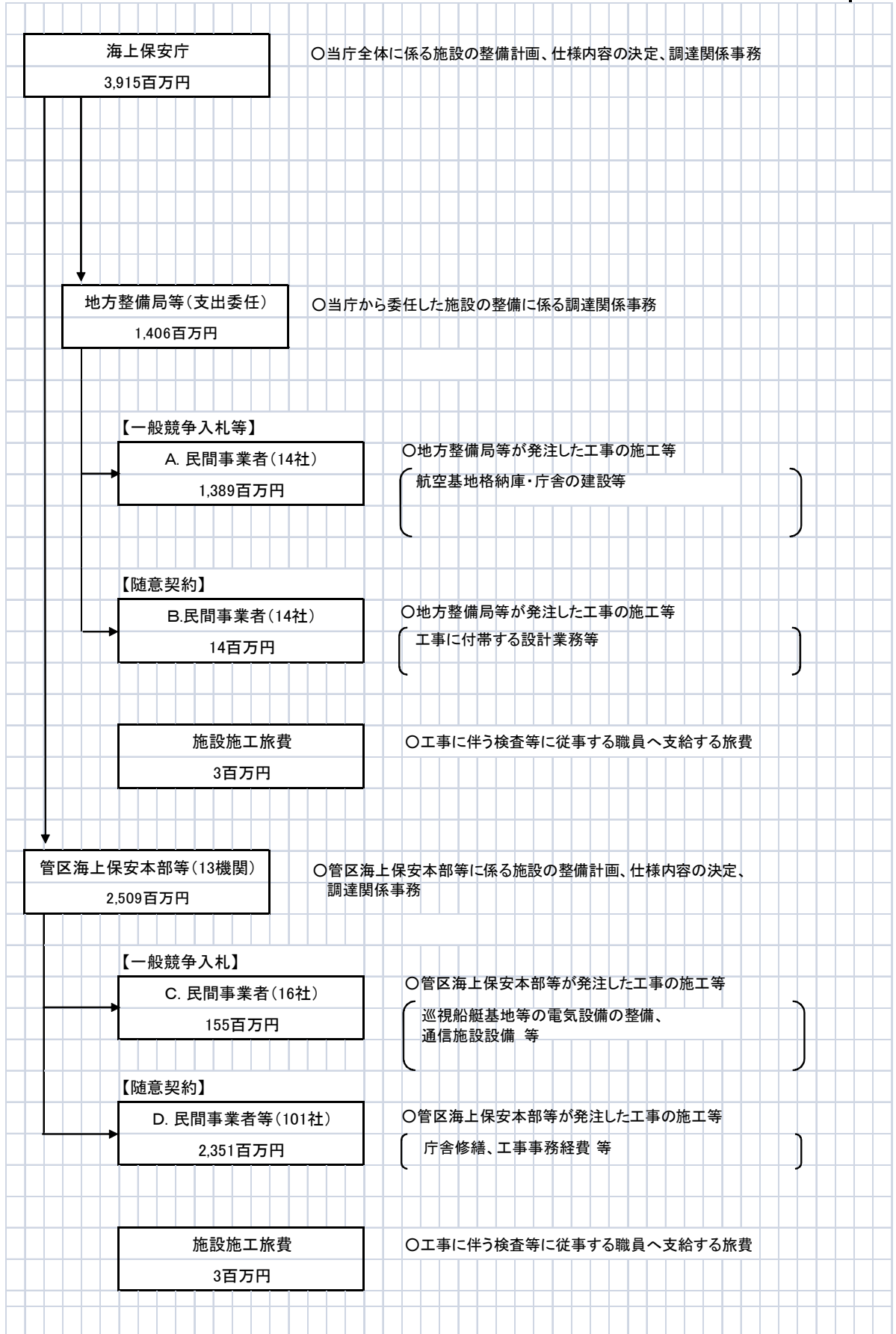
(国土交通省)

事業名	海上保安官署施設整備費に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	施設補給課		課長 奥原 徳男		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、高性能化を図った新型の航空機を適正に維持するための格納庫の拡充や巡視船艇を安全に係留するための船艇基地浮棧橋等の施設整備を行っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	1,374	1,151	1,078	466		
		補正予算	114	13	73	-		
		繰越し等	691	426	2,773	74		
		計	2,179	1,590	3,924	540	0	
	執行額		2,158	1,581	3,915			
執行率 (%)		99.0%	99.4%	99.8%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度
	成果実績	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。		要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	96	95	96
達成度			海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持)(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	H22年度	H23年度	H24年度
	巡視船艇基地施設整備	活動実績	巡視船艇基地施設	箇所	8	6	3	
	航空基地施設整備		航空基地施設	箇所	6	2	2	
単位当たりコスト	主な1基地あたりの事業総額は右のとおり		算出根拠	主要目	整備期間	1基地あたりの事業総額		
				新石垣航空基地	H23~24年度	約17億円		
				新潟航空基地	H23~24年度	約4億円		
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	施設施工旅費	3						
	施設施工庁費	134						
	施設整備費	329						
	計	466						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる巡視船艇基地及び航空基地等の施設整備等を行い、船艇、航空機の後方支援等を行うための施設等を適性に維持するものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、巡視船艇基地及び航空基地等の施設を適切に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
-	-	-				
-	-	-				
点検結果	官署施設の整備については、航空機の格納庫拡充や巡視船艇の係留施設整備といった業務遂行に必要不可欠な施設を中心に整備を着実に進めていくが、財政上の制約も踏まえ、引き続きコスト縮減に努めていく。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
予備費措置 ・不動産購入費等						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22-521	平成23年	23-499	平成24年	24-547

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.若築建設(株)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	庁舎整備	576			
計		576	計		0
B.新石垣航空基地設計 日本空港コンサルタンツ			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
設計費	庁舎設計	8			
計		8	計		0
C.有限会社新居開発			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	庁舎改修	23			
計		23	計		0
D.土地所有者			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
不動産購入費	土地取得	2,050			
計		2,050	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(14社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	若築建設(株)	航空基地整備	576	9	90.4
2	新日本空調(株)	航空基地整備	213	4	91
3	(株)中元組	航空基地整備	154	6	94
4	三協電気工事(株)	航空基地整備	115	9	88.2
5	大成ロテック(株)	航空基地整備	88	3	87
6	(株)宮下電設	航空基地整備	60	3	94.2
7	(株)新潟日立	航空基地整備	47	7	90.5
8	(株)IHジェットサービス	航空基地整備	40	1	78.7
9	前田建設株式会社	庁舎整備	38	5	89.9
10	りんかい日産建設(株)	庁舎整備	22	13	85.1

B. 民間事業者(14社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新石垣航空基地設計 日本空港コンサルタンツ	設計業務	8	随意契約	
2	(株)都市環境設計	設計業務	4	随意契約	
3	(有)黒島組	航空基地整備	1	随意契約	
4	(財)建築コスト管理システム研究所	システム賃貸借	1	随意契約	
5	西日本電信電話(株)	電話料金	0	随意契約	
6	富士ゼロックス株式会社	工事事務費	0	随意契約	
7	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	電話料金	0	随意契約	
8	朝日(株)	青写真焼付・製本単価契約	0	随意契約	
9	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	電話料金	0	随意契約	
10	株式会社京阪工技社	青写真焼付等	0	随意契約	

C. 民間事業者(16社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	有限会社新居開発	庁舎改修	23	4	74.87
2	(株)高木組	航空基地施設整備	21	5	87.3
3	日本電気株式会社	通信施設整備	20	2	93.8
4	有限興発電子産業	通信施設整備	15	3	94.03
5	ニッタン株式会社東北支社	航空基地施設整備	12	2	96.5
6	株式会社加藤電気工業所	航空基地整備	12	2	85.93
7	長野日本無線株式会社	通信施設整備	12	1	89.4
8	堀田建設(株)	航空基地施設改修	8	3	78.9
9	株式会社上永電気工業所	通信施設整備	7	1	86.7
10	名古屋通信工業株式会社	通信施設整備	7	2	96.7

D. 民間事業者等(101社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	土地所有者	土地購入	2050	随意契約	
2	日本電気株式会社	通信施設整備	206	随意契約	
3	沖縄県会計管理者	航空基地施設整備	11	随意契約	
4	株式会社大滝工務店	庁舎等整備	4	随意契約	
5	大同電設株式会社	船艇基地施設整備	2	随意契約	
6	株式会社富士サルベージ	船艇基地施設整備	2	随意契約	
7	株式会社堀通信	通信施設整備	2	随意契約	
8	ハイオア電設株式会社	通信施設整備	2	随意契約	
9	タマツ電気工業株式会社	船艇基地施設改修	2	随意契約	
10	日本通信機(株)	通信施設整備	2	随意契約	

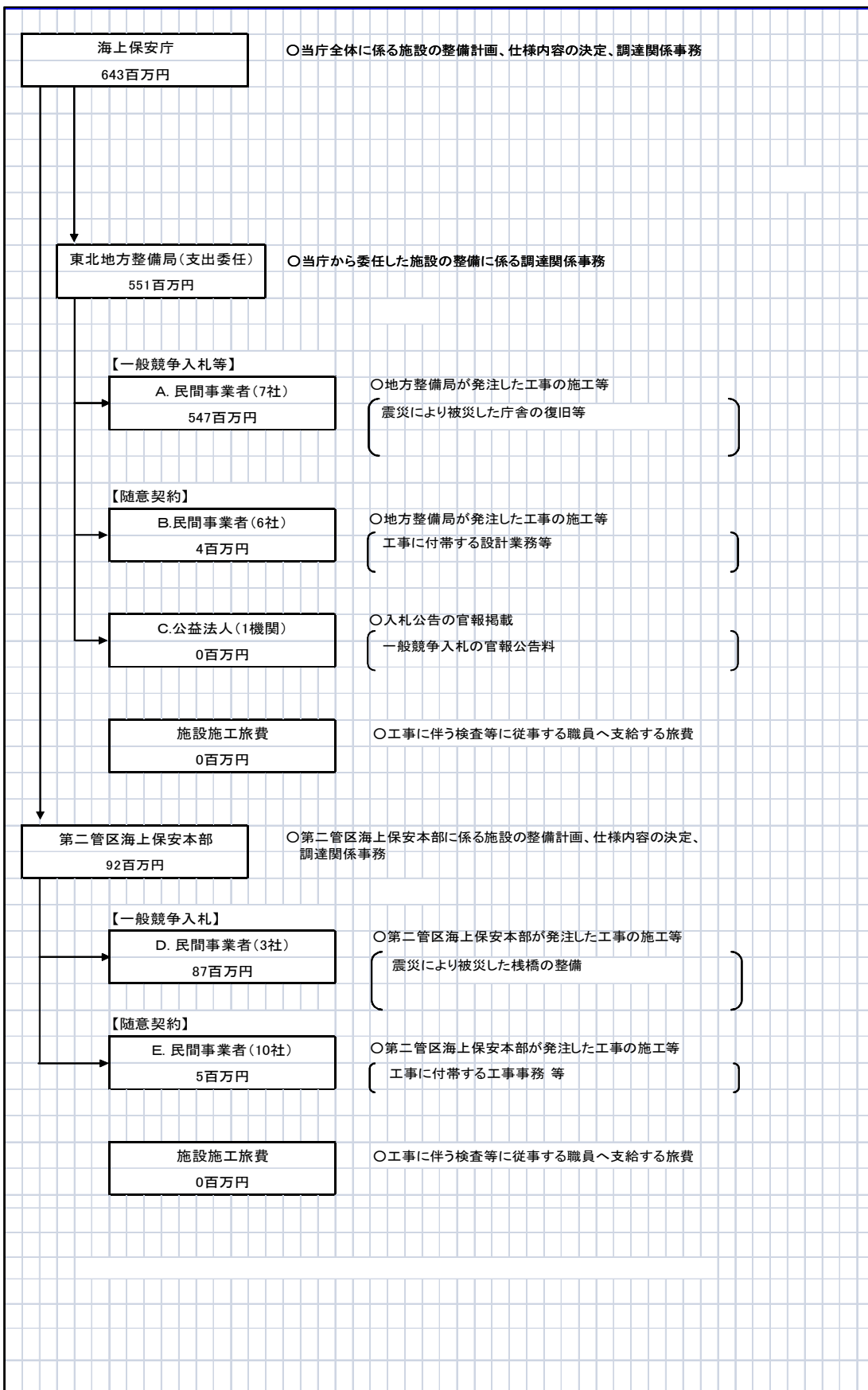
平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	海上保安官署施設整備費に関する経費（東日本大震災関連）		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	S23～		担当課室	施設補給課		課長 奥原 徳男			
会計区分	一般会計、東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁では、今般の東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後においても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震等が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、今般の震災で被災した航空基地施設や巡視船舶基地施設等を復旧し、巡視船舶や航空機等を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を整備する。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	629	-			
		補正予算	-	1,829	-	-			
		繰越し等	-	△ 1,227	30	1,197			
		計	-	602	659	1,197	0		
	執行額		-	595	643				
執行率 (%)		-	98.9%	97.6%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
	海上保安業務は、巡視船舶、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があるものであり、個別の船舶、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船舶・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			成果実績	件	96	95	96	
				達成度	%	0	0	0	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	H22年度	H23年度	H24年度		
	巡視船舶基地施設整備			活動実績	巡視船舶基地施設	箇所		16	1
	航空基地施設整備				航空基地施設	箇所		1	1
単位当たりコスト	主な1基地あたりの事業総額は右のとおり			算出根拠	主要目	整備期間	1基地あたりの事業総額		
					仙台航空基地	H23～25年度予定	約18億円		
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	計								

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる巡視船艇基地及び航空基地等の施設整備等を行い、船艇、航空機の後方支援等を行うための施設等を適性に維持するものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、巡視船艇基地及び航空基地等の施設を適切に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。	
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
—	—	—			
—	—	—			
点検結果	「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、東日本大震災で被災した巡視船艇基地施設等を復旧し、巡視船艇等を適切に運航する体制を確保することにより、今後、想定される大規模災害への対応体制を確保するものであり、被災前の状態への原状回復を念頭に計画的に工事を進めている。				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	22-521	平成23年	23-499、23補-0067	平成24年	24-548

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.前田建設工業(株)			E.津田海運株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	庁舎整備	302	物品購入	工事費	2
計		302	計		2
B.(株)INA新建築研究所			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
設計費	庁舎設計	3			
計		3	計		0
C.独立行政法人 国立印刷局			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報公告料	0			
計		0	計		0
D.若築建設(株)			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	庁舎改修	71			
計		71	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(7社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	前田建設工業(株)	船艇基地施設整備	302	28	92.64
2	東光電気工事(株)	船艇基地施設整備	101	8	90.48
3	第一工業(株)	船艇基地施設整備	76	3	95.68
4	りんかい日産建設(株)	庁舎復旧工事	67	13	85.1
5	日本道路興運(株)	車両管理業務委託	0	2	54.05
6	(株)デジタルブレイス	青写真焼付	0	2	44.5
7	(有)福永建築積算事務所	庁舎整備積算業務	0	10	70.11
8					
9					
10					

B. 民間事業者等(6社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)INA新建築研究所	設計業務	3	随意契約	
2	松本事務機(株)	複写機保守	0	随意契約	
3	(株)朝日事務機	複写機保守	0	随意契約	
4	(株)日刊建設産業新聞社	公示新聞掲載	0	随意契約	
5	(株)日刊建設工業新聞社	公示新聞掲載	0	随意契約	
6	(株)日刊建設通信新聞社	公示新聞掲載	0	随意契約	
7					
8					
9					
10					

C. 民間事業者(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	0	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D. 民間事業者(3社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	若築建設(株)	船艇基地施設整備	71	1	99.4
2	株式会社オリエンタルコンサルタンツ	船艇基地施設整備	9	5	65.4
3	株式会社三亥	船艇基地施設整備	7	2	68.1
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E. 民間事業者(10社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	津田海運株式会社	船艇基地施設整備	2	随意契約	
2	株式会社日産カーレンタルソリューション	工事中自動車借上	1	随意契約	
3	國富株式会社 仙台営業所	工事中オイルフェンス展張	1	随意契約	
4	ベルウッド電気株式会社	船艇基地施設整備	1	随意契約	
5	三陸輸送株式会社	船艇基地施設整備	0	随意契約	
6	陽光ビルサービス株式会社	船艇基地施設整備	0	随意契約	
7	タナックシステム株式会社	業務用品購入	0	随意契約	
8	株式会社鈴木工務店	船艇基地施設整備	0	随意契約	
9	仙台トーホー事務機株式会社	業務用品購入	0	随意契約	
10	株式会社祐文堂	業務用品購入	0	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート

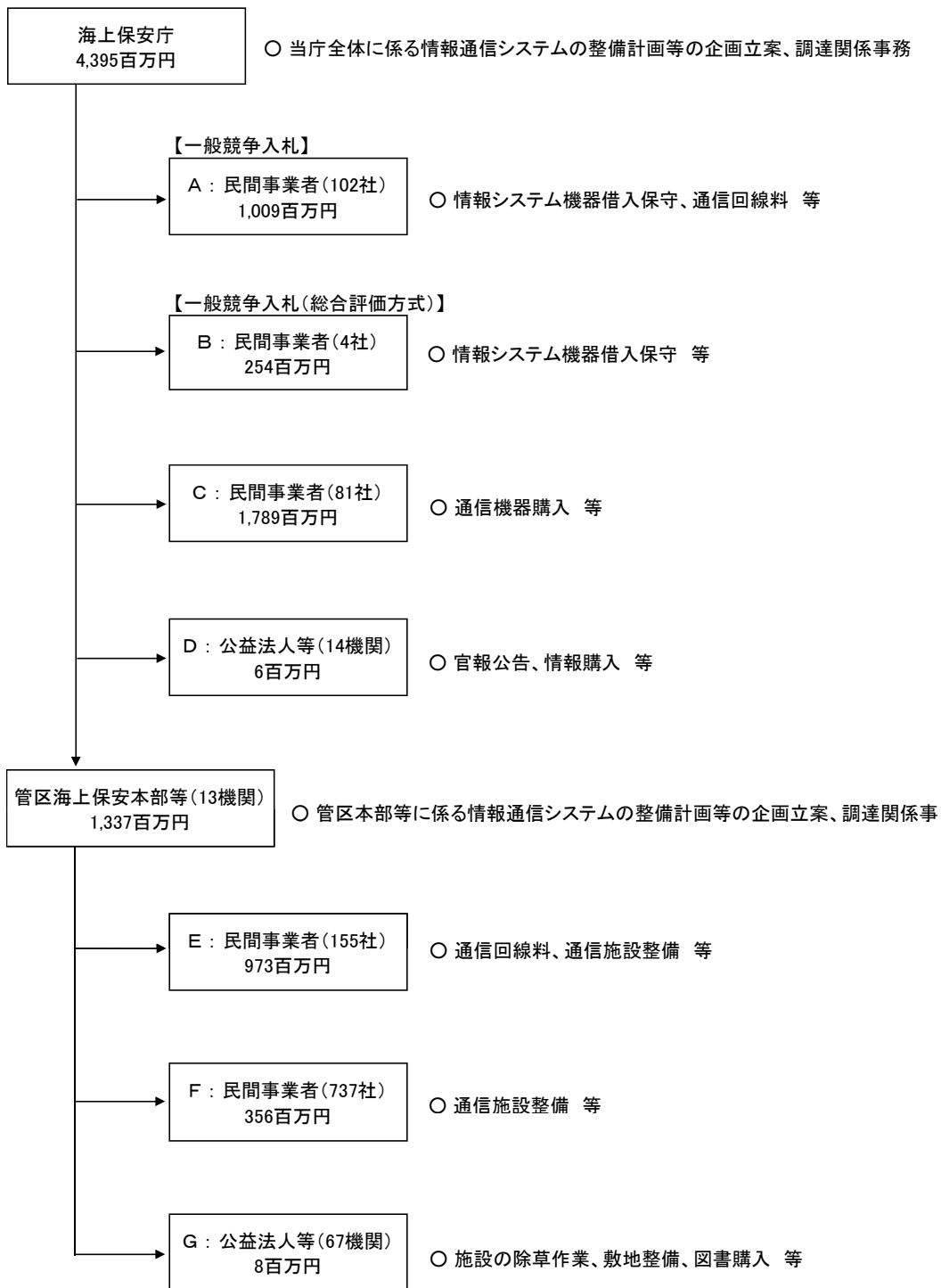
(国土交通省)

事業名	情報通信システムに関する経費		担当部局庁	海上保安庁総務部		作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	情報通信課		課長	中村 公亮			
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第28、29号		関係する計画、通知等	—						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに付帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としているが、当事業は、当該任務を遂行するために使用する通信施設を建設、保守及び運用することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、上記「事業の目的」に掲げるとおり、海難救助、海洋汚染等の防止、海上犯罪の予防・鎮圧、海上犯罪の捜査・犯人逮捕、海上交通の規制等といった業務を24時間体制で行っているが、さらに近年においては、不審船事案、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが求められている。 これらの質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への指示・命令を迅速かつ的確に行うと共に、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝送する等の対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システム及び施設の維持・整備を行っている。									
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	3,635	3,582	3,195	4,954				
		補正予算	1,979	49	237	0				
		繰越し等	△2,012	1,993	1,171	197				
	計		3,602	5,624	4,603	5,151				
	執行額		3,568	5,488	4,395					
執行率(%)		99%	98%	95%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			成果実績	単位			H22年度	H23年度	H24年度
	海上保安業務においては、陸上部署、巡視船艇、航空機が情報通信システムを活用して相互に連携することでその成果が得られるものであり、情報通信システム単体で成果が得られるものではないため、情報通信システム単体の成果目標及び成果実績を定量的に示すことはできないが、海難救助率やテロ被害発生件数といった海上保安業務の一環について、業績指標に対する成果を評価した場合、右のとおり。				要救助海難の救助率 (目標:平成23年度以降95%以上にする) (第3次海上保安業務遂行計画)	%	96	95	96	
					海上及び海上からのテロ活動による被害発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画)	件	0	0	0	
						%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込		
	海上保安業務の円滑な遂行に資する情報通信システムの維持・整備			活動実績 (当初見込み)	—	回線網の改修・デジタル無線機の整備等	デジタル無線機の整備等	画像伝送機能の強化・デジタル無線機の整備等	— ()	
単位当たりコスト	情報通信システムの維持・整備 (24百万円/1部署)			算出根拠	24年度執行額(4,395百万円)を部署数184ヶ所(本庁、本部、基地等を含む)で除したものの。 ※巡視船艇・航空機については、各所属部署に含むものとする。					
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	情報処理業務庁費		2,070							
	職員旅費		3							
	通信業務庁費		633							
	通信設備整備費		312							
	通信専用料		1,108							
	電子計算機借料		828							
計		4,954								

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システム及び施設の維持・整備を行っており、国が実施すべき事業であるとともに、その優先度は高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	当事業においては、一般競争による調達を原則としており、また、随意契約とする場合であっても、可能な限り企画競争・公募を行う等して、競争性・透明性の確保及び経費節減に努めている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	年度毎に予算状況を勘案した整備計画を策定し、計画的かつ効果的な事業運営を図っている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	上記のとおり、当事業においては、競争性・透明性の確保及び経費節減を図るとともに、計画的かつ効果的な事業運営に努めているところである。今後についても同様の手法により、予算内においてより多くの成果を引き出すべく努めていくこととする。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	522	平成23年	500	平成24年	549

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



※ 随意契約について

当事業で扱う一部の情報通信装置等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理と共に、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り企画競争や公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

なお、契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が小額である場合も、会計法、予算決算及び

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.NTTコミュニケーションズ㈱			E.東日本電信電話株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
通信費	通信回線料	246	通信費	通信回線料	227
通信費	通信回線料	38	通信費	通信回線料	17
通信費	通信回線料	36			
通信費	通信回線料	2			
通信費	通信回線料	1			
通信費	通信回線料	1			
通信費	通信回線料	0			
通信費	通信回線料	0			
計		324	計		244
B.日本電子計算機㈱			F.日本電気(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
機器借入保守費	情報システム機器借入保守	56	整備費	通信機器改修	8
機器借入保守費	情報システム機器借入保守	53	修理費	通信機器修理	3
			修理費	送信装置修理	1
			修理費	送信装置修理	1
			修理費	送信装置修理	1
			物品購入費	通信機器購入	1
			修理費	通信機器修理	1
			修理費	通信機器修理	1
計		109	計		17
C.日本電気㈱			G.特殊法人日本放送協会		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	通信機器購入	459	通信費	放送受信料	1
物品購入費	通信機器購入	90			
物品購入費	通信機器購入	2			
計		551	計		1
D.(財)日本ITU協会			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	情報購入	2			
物品購入費	情報購入	0			
計		2	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	エヌ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	通信回線料	246	1	100.0%
2	ケイディーディーアイ株式会社	通信回線料	106	1	100.0%
3	株式会社日本デジコム	通信回線料	45	1	100.0%
4	エヌ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	通信回線料	38	1	100.0%
5	エヌ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	通信回線料	36	1	100.0%
6	NTTドコモ株式会社	通信回線料	33	1	100.0%
7	東京センチュリーリース株式会社	情報システム機器借入保守	31	3	73.6%
8	リコーリース株式会社	情報システム機器借入保守	27	4	72.4%
9	東京センチュリーリース株式会社	情報システム機器借入保守	26	2	99.4%
10	スカパーJSAT株式会社	通信回線料	24	1	100.0%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日立キャピタル株式会社	情報システム機器借入保守	105	2	74.1%
2	日本電子計算機株式会社	情報システム機器借入保守	56	1	93.9%
3	日本電子計算機株式会社	情報システム機器借入保守	53	1	98.6%
4	東京センチュリーリース株式会社	情報システム機器借入保守	41	2	97.6%
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気株式会社	通信機器購入	460	随意契約	—
2	日本無線株式会社	通信機器購入	302	随意契約	—
3	リコーリース株式会社	情報システム機器借入保守	206	随意契約	—
4	NTTファイナンス株式会社	情報システム機器借入保守	189	随意契約	—
5	池上通信株式会社	通信機器購入	187	随意契約	—
6	日本電気株式会社	通信機器購入	90	随意契約	—
7	三井住友トラスト・バナソニックファイナンス株式会社	情報システム機器借入保守	53	随意契約	—
8	NTTドコモ株式会社	通信機器購入	42	随意契約	—
9	日本電子計算機株式会社	情報システム機器借入保守	31	随意契約	—
10	日本電子計算機株式会社	情報システム機器借入保守	24	随意契約	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人日本ITU協会	情報購入	2	随意契約	—
2	一般財団法人ラヂオプレス	情報購入	1	随意契約	—
3	財団法人日本ITU協会	情報購入	0	随意契約	—
4	財団法人リモート・センシング技術センター	情報購入	0	随意契約	—
5	財団法人リモート・センシング技術センター	研修費用	0	随意契約	—
6	一般財団法人ラヂオプレス	図書購入	0	随意契約	—
7	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	0	随意契約	—
8	財団法人リモート・センシング技術センター	情報購入	0	随意契約	—
9	日本小型船舶検査機構	情報購入	0	随意契約	—
10	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	0	随意契約	—

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東日本電信電話株式会社	通信回線料	227	1	100.0%
2	西日本電信電話株式会社	通信回線料	201	1	100.0%
3	富士通ネットワークソリューションズ株式会社	通信施設改修	100	3	78.3%
4	NTTコミュニケーションズ株式会社	通信回線料	40	1	100.0%
5	NTTドコモ株式会社	通信回線料	38	1	100.0%
6	名古屋通信工業株式会社	通信設備設置工事	30	2	90.3%
7	KDDI株式会社	通信回線料	25	1	100.0%
8	株式会社住建トレーディング	通信施設建築工事	22	2	83.2%
9	東日本電信電話株式会社	通信回線料	17	1	100.0%
10	NTTコミュニケーションズ株式会社	通信回線料	14	1	100.0%

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	JCB株式会社	有料道路使用料	8	随意契約	—
2	日本電気株式会社	通信機器改修	8	随意契約	—
3	日本電波興業株式会社	通信施設点検	6	随意契約	—
4	西日本電波研究所株式会社	通信施設点検	6	随意契約	—
5	東北電技工業株式会社	通信施設点検	6	随意契約	—
6	コスモテック株式会社	物品購入	6	随意契約	—
7	キャリア・バン株式会社	事務補助等業務	6	随意契約	—
8	鹿児島船用品株式会社	通信施設点検	5	随意契約	—
9	にしき産業株式会社	通信施設点検	3	随意契約	—
10	石川船用品株式会社	通信施設点検	3	随意契約	—

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本放送協会	放送受信料	1	随意契約	—
2	(社)南あわじ市シルバー人材センター	通信施設敷地環境整備	1	随意契約	—
3	(財)北海道電気保安協会	通信施設保安管理業務委託	1	随意契約	—
4	(社)電波産業会	調査費	1	随意契約	—
5	覚寺生産森林組合	通信施設敷地環境整備	0	随意契約	—
6	(社)稚内市シルバー人材センター	通信施設敷地環境整備	0	随意契約	—
7	(社)洲本市シルバー人材センター	通信施設敷地環境整備	0	随意契約	—
8	(財)中部電気保安協会	通信施設保安管理業務委託	0	随意契約	—
9	(社)気仙沼市シルバー人材センター	通信施設敷地環境整備	0	随意契約	—
10	人橋・二ツ山農家組合	通信施設敷地環境整備	0	随意契約	—

平成25年行政事業レビューシート

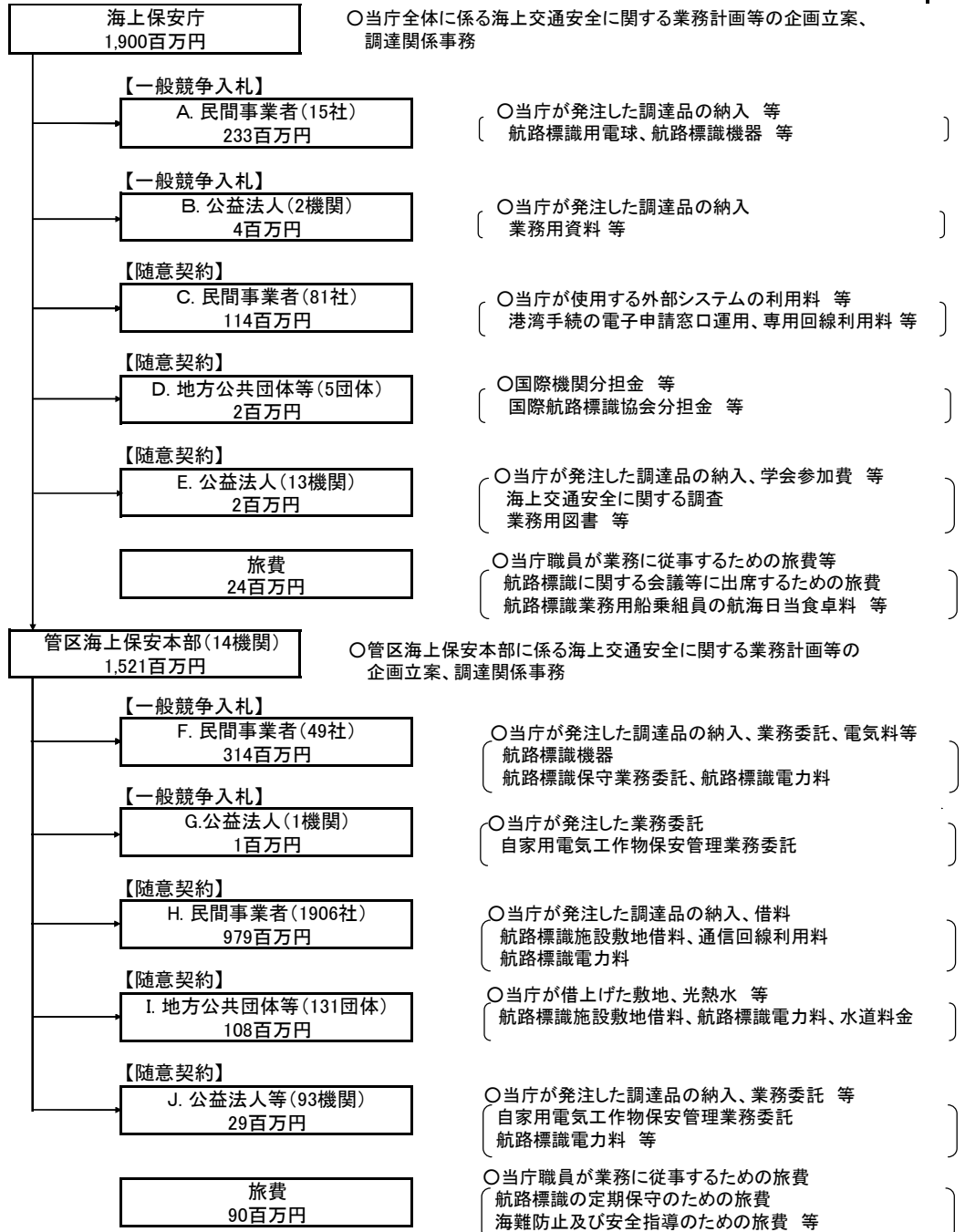
(国土交通省)

事業名	海上交通安全に関する経費		担当部局庁	海上保安庁交通部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	企画課		課長 金子 英幸		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第10、24号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	航路標識整備事業において整備した海上交通センター(船舶通航信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びふくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	2,238	2,064	1,920	1,985		
		補正予算	△ 3	0	0			
		繰越し等	0	3	0	0		
		計	2,235	2,067	1,920	1,985		
	執行額		2,200	2,045	1,900			
執行率 (%)		98.4%	98.9%	99.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	・我が国周辺で発生する海難隻数を平成27年までに2,220隻以下に減少させる。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)		成果実績	隻	2,380	2,508	2,234	-
			達成度	%	-	-	-	
	・ふくそう海域における社会的反響が著しい大規模海難の発生数を0件にする。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)		成果実績	件	0	0	0	-
		達成度	%	100	100	100		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	航路標識の運用率の維持 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度) ※運用率とは、運用すべき時間に対し実際に正常運用した時間の比率を3年間の実績で算出したもの。		活動実績 (当初見込み)	%	99.9	99.9	99.9	- (99.8)
単位当たりコスト	0.36(百万円/基)		算出根拠	航路標識1基あたりの維持コスト 24年度の執行額/航路標識基数				
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	海上交通安全に関する経費	1,985						
	計							

事業所管部局による点検								
	項目	評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	航路標識の運用は、すべての海域利用者の事故を未然に防止し人命及び財産を保護するために必要であり、これに係る経費を適切に執行している。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○						
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○						
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	随意契約の内容は敷地借料、電力料及び電話回線利用料が主であり、契約については法令に基づき適切に行っている。また競争入札によるものは入札情報を公開することで競争性を確保している。不用率は約1%で、限られた予算を適切に執行している。					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-						
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○						
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○						
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-							
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	船舶交通の安全に必要な不可欠である航路標識の運用にあたっては、限りある予算を適切に執行することにより高い運用率を維持している。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○						
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○						
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-						
	事業番号	類似事業名				所管府省・部局名		
点検結果	航路標識用光源のLED化及び太陽電池装置の導入により、点検・保守業務の効率化、電力料の削減等を進めることで経費の節減を図っている。							
	【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 ○調達の競争性に関する改善 ・仕様書について、業者への聞き取り調査を実施し、新規参入を阻害している項目等を改正することにより入札希望者の拡大を図っている。 ・平成25年度においては、保守・点検業務の効率化、電力料の削減等により約0.5億円のコスト縮減を図っている。 ○光波標識の必要性の検証 ・個々の光波標識の必要性を評価するための手法及びその基準策定のための技術的な検討を行うため、平成24年度においては航海計器の搭載状況及び通航船舶実態調査を行い、平成25年度においては学識経験者で構成する「光波標識の評価手法に係る技術検討会」を開催し、平成25年7月中に最終取りまとめを行う。これをもとに光波標識の適正数を把握し、平成26年度概算要求に反映させる。							
外部有識者の所見								
行政事業レビュー推進チームの所見								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
備考								
関連する過去のレビューシートの事業番号								
	平成22年	524	平成23年	501	平成24年	551		

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



【随意契約】
契約の相手方が1者であることが明らかな場合、または、契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令の規定より随意契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定より随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によらうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	レーダー用機器購入	117	役務費	海上交通安全に関する調査	1
計		117	計		1
B.公益社団法人日本海難防止協会			F.セナーアンドバーンズ株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	定期刊行物購入	3	役務費	航路標識保守業務委託	118
計		3	計		118
C.輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社			G.四国電気保安協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	データ処理サーバー利用料	44	役務費	自家用電気工作物保安管理業務	1
計		44	計		1
D.国際航路標識協会			H.慶次区		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
国際機関分担金	国際航路標識協会分担金	2	借料	航路標識施設敷地借料	77
計		2	計		77

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

I. 名古屋港管理組合					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
借料	航路標識施設敷地借料	30			
計		30	計		0
J.財団法人日本海事科学振興財団					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
光熱水料	航路標識電力料	7			
計		7	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京計器株式会社	レーダー用機器購入	117	1	99
2	ソフトバンクテレコム株式会社	通信回線使用料	34	1	100
3	湘南工作販売株式会社	航路標識用光源購入	15	1	100
4	渡辺武商店株式会社	被服等購入	14	2	98
5	山基物産株式会社	被服等購入	13	3	100
6	JIPテクノサイエンス株式会社	情報提供システム運用保守業務	13	1	92
7	セナーアンドバーズ株式会社	航路標識用光源購入、航路標識機器購入	6	1	99
8	エス・ティ・ティ・データ株式会社	情報提供システム装置改修業務	5	1	95
9	ダブリュファイブスタッフサービス株式会社	事務補助員雇用	4	2	99
10	スリーハンズ株式会社	データ処理サーバー利用料	3	1	100

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人日本海難防止協会	定期刊行物購入	3	1	91
2	一般財団法人日本ITU協会	業務用資料購入	1	1	99
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	データ処理サーバー利用料	44	随意契約	—
2	スカパーJSAT株式会社	通信回線使用料	24	随意契約	—
3	リコー株式会社	電子複写機保守	4	随意契約	—
4	新弘堂株式会社	パンフレット等印刷製本	3	随意契約	—
5	マルミヤ株式会社	備品・消耗品購入	3	随意契約	—
6	ソフトバンクテレコム株式会社	通信回線使用料	2	随意契約	—
7	神山産業株式会社	備品・消耗品購入	2	随意契約	—
8	芙蓉総合リース株式会社	通信回線使用料	2	随意契約	—
9	カクチョウ印刷株式会社	パンフレット等印刷製本	2	随意契約	—
10	三友株式会社	備品購入	2	随意契約	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国際航路標識協会	国際航路標識協会分担金	2	随意契約	—
2	INTERIUM TURIZM MUM	VTSシンポジウム参加登録料	0	随意契約	—
3	IALA VTS GUIDE	世界VTSガイド維持経費	0	随意契約	—
4	麴町税務署	謝金	0	随意契約	—
5	GPS/GNSSシンポジウム	VTSシンポジウムテキスト料	0	随意契約	—
6					
7					
8					
9					
10					

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人海上技術安全研究所	海上交通安全に関する調査	1	随意契約	—
2	財団法人関東電気保安協会	電源設備点検整備	0	随意契約	—
3	公益社団法人日本海難防止協会	定期刊行物購入	0	随意契約	—
4	社団法人電子情報通信学会	学会費	0	随意契約	—
5	社団法人土木学会	学会費	0	随意契約	—
6	社団法人照明学会	学会費、定期刊行物購入	0	随意契約	—
7	一般財団法人建設物価調査会	定期刊行物購入	0	随意契約	—
8	社団法人日本建築学会	学会費	0	随意契約	—
9	財団法人経済調査会	定期刊行物購入	0	随意契約	—
10	一般財団法人情報通信振興会	業務用図書購入	0	随意契約	—

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	航路標識保守業務	118	2	98
2	シグマ工業株式会社	航路標識保守業務	57	3	98
3	沖電気カスタマドテック株式会社	海上交通情報システム保守業務	20	1	96
4	ブイメンテ株式会社	航路標識保守業務	15	3	96
5	株式会社光電製作所	航路標識機器買入	8	1	97
6	四国電力株式会社	航路標識電力料	8	1	87
7	日本無線株式会社	航路標識機器買入	8	1	100
8	有限会社タイテック	航路標識保守業務	7	4	91
9	日本光機工業株式会社	航路標識保守業務、航路標識機器買入	5	3	97
10	フロンティアスピリッツ株式会社	航路標識保守業務	4	3	80

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	四国電気保安協会	自家用電気工作物保安管理業務	1	1	100
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

H.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	慶佐次区	航路標識施設敷地借料	77	随意契約	—
2	東京電力株式会社	航路標識電力料	53	随意契約	—
3	西日本電信電話株式会社	通信回線使用料	28	随意契約	—
4	北海道電力株式会社	航路標識電力料	28	随意契約	—
5	東北電力株式会社	航路標識電力料	23	随意契約	—
6	沖縄電力株式会社	航路標識電力料	23	随意契約	—
7	F-Power株式会社	航路標識電力料	22	随意契約	—
8	中部電力株式会社	航路標識電力料	22	随意契約	—
9	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	通信回線使用料	20	随意契約	—
10	九州電力株式会社	航路標識電力料	20	随意契約	—

I.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名古屋港管理組合	航路標識施設敷地借料	30	随意契約	—
2	大阪市	浮標基地水道料、航路標識施設敷地借料等	25	随意契約	—
3	新島村	航路標識施設敷地借料	13	随意契約	—
4	東京都	航路標識電力料、航路標識施設敷地借料等	10	随意契約	—
5	常滑市	宿舍借料	9	随意契約	—
6	網走市	航路標識施設敷地借料	4	随意契約	—
7	千葉県	航路標識施設敷地借料	3	随意契約	—
8	横浜市	航路標識電力料、航路標識施設敷地借料等	2	随意契約	—
9	銚子地方気象台	航路標識施設敷地借料	2	随意契約	—
10	熊本県	航路標識施設敷地借料	2	随意契約	—

J.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人日本海事科学振興財団	航路標識電力料	7	随意契約	—
2	一般財団法人日本品質保証機構関西試験センター	測定器較正	2	随意契約	—
3	一般財団法人九州電気保安協会	自家用電気工作物保安管理業務	1	随意契約	—
4	独立行政法人海技教育機構	英会話研修料	1	随意契約	—
5	一般財団法人関西電気保安協会	自家用電気工作物保安管理業務	1	随意契約	—
6	明石海峡航路海上交通安全協力会	海上交通安全に関する指導警戒業務	1	随意契約	—
7	一般財団法人建設物価調査会	定期刊行物購入等	1	随意契約	—
8	日本放送協会	放送受信料	1	随意契約	—
9	一般財団法人北海道電気保安協会	自家用電気工作物保安管理業務	1	随意契約	—
10	財団法人香川成人医学研究所	定期健康診断	1	随意契約	—

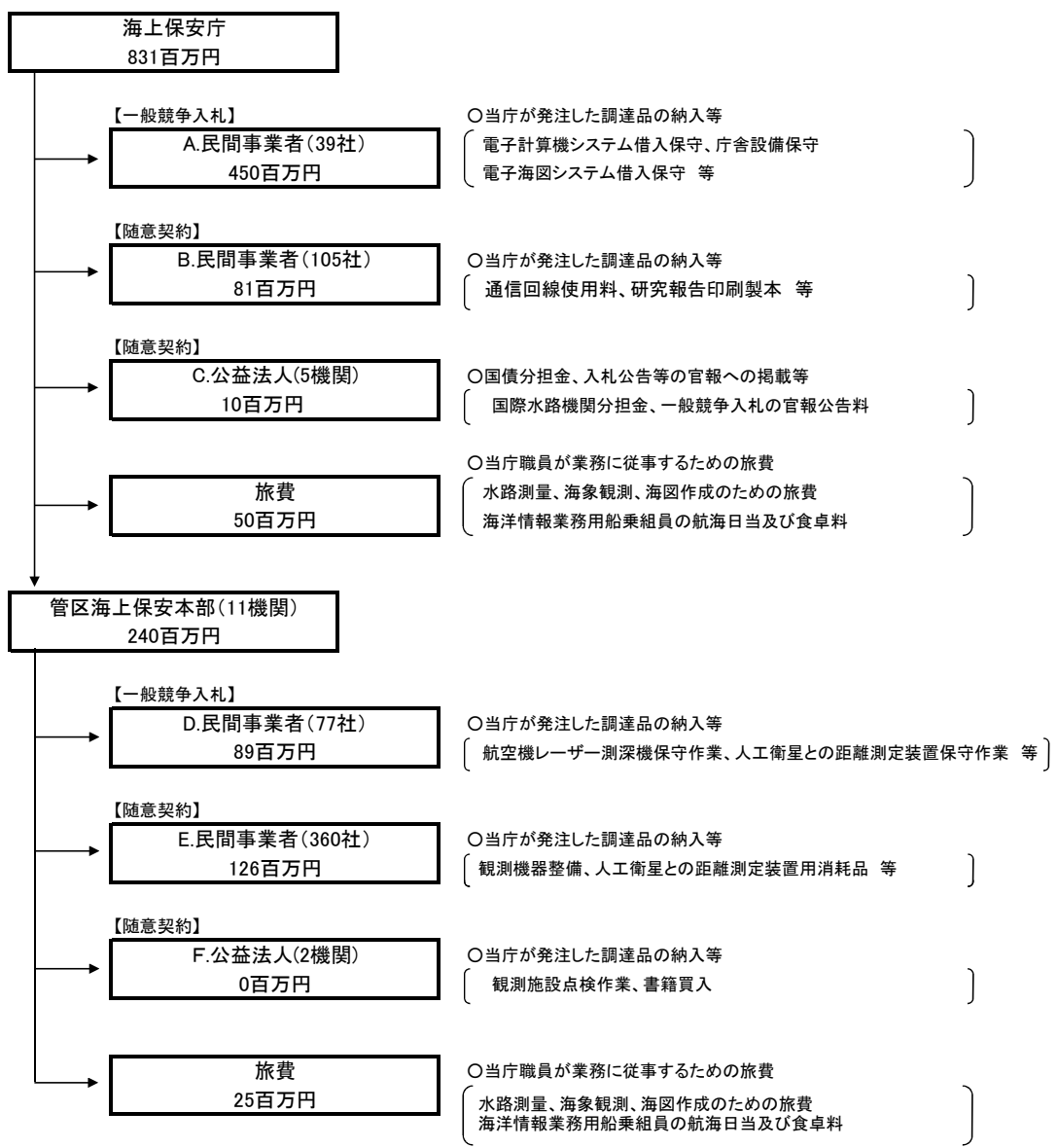
平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	海洋情報に関する経費		担当部局庁	海上保安庁海洋情報部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23～		担当課室	企画課		課長 城戸 謙憲		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条1項21～23号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。 また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	798	905	845	1,253		
		補正予算	△ 0	-	1201			
		繰越し等	△ 12	12	△ 1202	1,202		
	計		785	917	844	2,454		
	執行額		768	902	831			
執行率 (%)		97.9%	98.3%	98.5%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	海図の刊行や航行警報等の業務は、それらのみで船舶交通の安全確保等に資するものではなく、各種の施策が一体となって実施されることによって効果があるものであるため、当該事業について成果目標を掲げるとは不適當であり、定量的な成果目標は示せない		成果実績	-	-	-	-	-
達成度		%	-	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	海図の新刊、改版及び補正図の合計刊行回数		活動実績 (当初見込み)	回	804 (600)	622 (600)	576 (600)	- (600)
単位当たりコスト	273(千円/1回)		算出根拠	(24年度) 海図新刊、改版及び補正に要した経費/海図新刊、改版、補正図の刊行回数				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委員等旅費	0						
	航海日当食卓料	50						
	国際水路機関等分担金	9						
	諸謝金	0						
	職員旅費	26						
	水路業務庁費	1,009						
	測地観測旅費	4						
	庁費	21						
	通信専用料	14						
	電子計算機借料	111						
	土地建物借料	3						
	被服費	3						
	非常勤職員手当	2						
計	1,253							

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	海図の刊行や航行警報等の業務は、船舶交通の安全確保等に必要不可欠な事業であることから、国が実施しなければならない、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	会計法に則し競争入札によるものは、適切に一般競争入札を実施している。また、随意契約についても、複数者からの見積り徴取等により、競争性を確保している。予算の執行にあたっては、事業の目的、効率性等に留意しつつ、適切なものとなるよう管理している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	当庁の収集した情報は、海図、航行警報等として、すみやかに船舶等に提供し活用されている。また、情報の高度化等について常に検討しており、航海の安全性の向上に努めている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	経費の効率的な使用に努めた結果、機器の借入に際しハードウェア・ソフトウェア等を可能な限り汎用性のあるものとする等によって、競争性を高めることができコスト削減を図ることができた。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	525	平成23年	502	平成24年	553

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



【随意契約】
 契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)
 「会計法」
 第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。
 (中略)
 五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」
 (随意契約によることのできる場合)
 第九十九条 会計法第二十九条の第三第五項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。
 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
 (中略)
 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)
 第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.日本電子計算機株式会社			E.東陽テクニカ株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
借料	電子計算機システム借入保守	113	役務費	観測機器整備	4
計		113	計		4
B.ケイディーディーアイ株式会社			F.公益社団法人八丈町シルバー人材センター		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
通信料	通信回線使用料	11	役務費	観測施設点検作業	0
計		11	計		0
C.国際水路機関			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
国際分担金	国際水路機関分担金	9			
計		9	計		0
D.朝日航洋株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	航空レーザー測深機保守作業	13			
計		13	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電子計算機株式会社	電子計算機システム借入保守	113	1	98.0
2	ニュービルメン協同組合	庁舎設備保守	85	4	97.5
3	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	電子海図システム借入保守	61	2	99.1
4	エス・イー・エイ株式会社	海底地殻変動観測装置買入	34	1	99.9
5	NECキャピタルソリューション株式会社	電子海図システム借入保守	21	2	97.1
6	エヌ・ティ・ティ・ファイナンス株式会社	電子計算機システム借入保守	13	1	99.2
7	シマケン株式会社	分析装置買入	11	2	95.6
8	富士保安警備株式会社	庁舎警備業務委託	10	15	77.0
9	トーケイ株式会社	自動車運転業務請負	8	3	95.5
10	川崎地質株式会社	調査データの解析	8	3	92.3

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ケイディーディーアイ株式会社	通信回線使用料	11	随意契約	—
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	通信回線使用料	10	随意契約	—
3	東日本電信電話株式会社	通信回線使用料	4	随意契約	—
4	勝美印刷株式会社	研究報告印刷製本	4	随意契約	—
5	ソフトバンクテレコム株式会社	通信回線使用料	3	随意契約	—
6	東京レポートセンター株式会社	庁舎廃棄物処理費用	2	随意契約	—
7	オー・ケー・イー・サービス株式会社	観測機器買入	2	随意契約	—
8	エヌ・ティ・ティ・ドコモ株式会社	船舶電話料	2	随意契約	—
9	日本エヌ・ユー・エス株式会社	ソフトウェア改修作業	2	随意契約	—
10	膳栄社株式会社	潮汐表版下作成	1	随意契約	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国際水路機関	国際水路機関分担金	9	随意契約	—
2	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	1	随意契約	—
3	財団法人光産業技術振興協会	研修参加費	0	随意契約	—
4	公益社団法人日本地球惑星科学連合	学会参加登録料	0	随意契約	—
5	国際測量士連盟	国際資格認定料	0	随意契約	—
6					
7					
8					
9					
10					

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	朝日航洋株式会社	航空レーザー測深機保守作業	13	1	98.5
2	電応システム株式会社	人工衛星との距離測定装置保守作業	11	1	99.8
3	ハイドロシステム開発株式会社	海潮流観測機器買入	5	1	99.0
4	稲益造船株式会社	測量船修理	5	6	97.0
5	兵庫日産自動車株式会社	自動車買入	3	1	86.2
6	赤井沢株式会社	事務用品買入	3	9	93.3
7	セナーアンドバーズ株式会社	電子海図表示装置買入	2	1	99.3
8	服部株式会社	計測機器買入	2	1	92.1
9	フグロジャパン株式会社	航空レーザー測深機校正作業	1	1	99.3
10	善林堂株式会社	事務用品買入	1	3	72.6

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東陽テクニカ株式会社	観測機器整備	4	随意契約	—
2	電応システム株式会社	人工衛星との距離測定装置用消耗品	2	随意契約	—
3	離合社株式会社	験潮器買入	2	随意契約	—
4	ユニバース株式会社	観測用消耗品買入	2	随意契約	—
5	パスコ株式会社	防災情報図作製	2	随意契約	—
6	舞鶴文具株式会社	事務機器買入	2	随意契約	—
7	けんと放送株式会社	地形図作製	1	随意契約	—
8	エヌ・ティ・ティ・データCCS株式会社	ソフトウェア買入	1	随意契約	—
9	吉川測器株式会社	測量機器買入	1	随意契約	—
10	小林計測器株式会社	計測機器買入	1	随意契約	—

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人八丈町シルバー人材センター	観測施設点検作業	0	随意契約	—
2	社団法人日本測量協会	書籍買入	0	随意契約	—
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

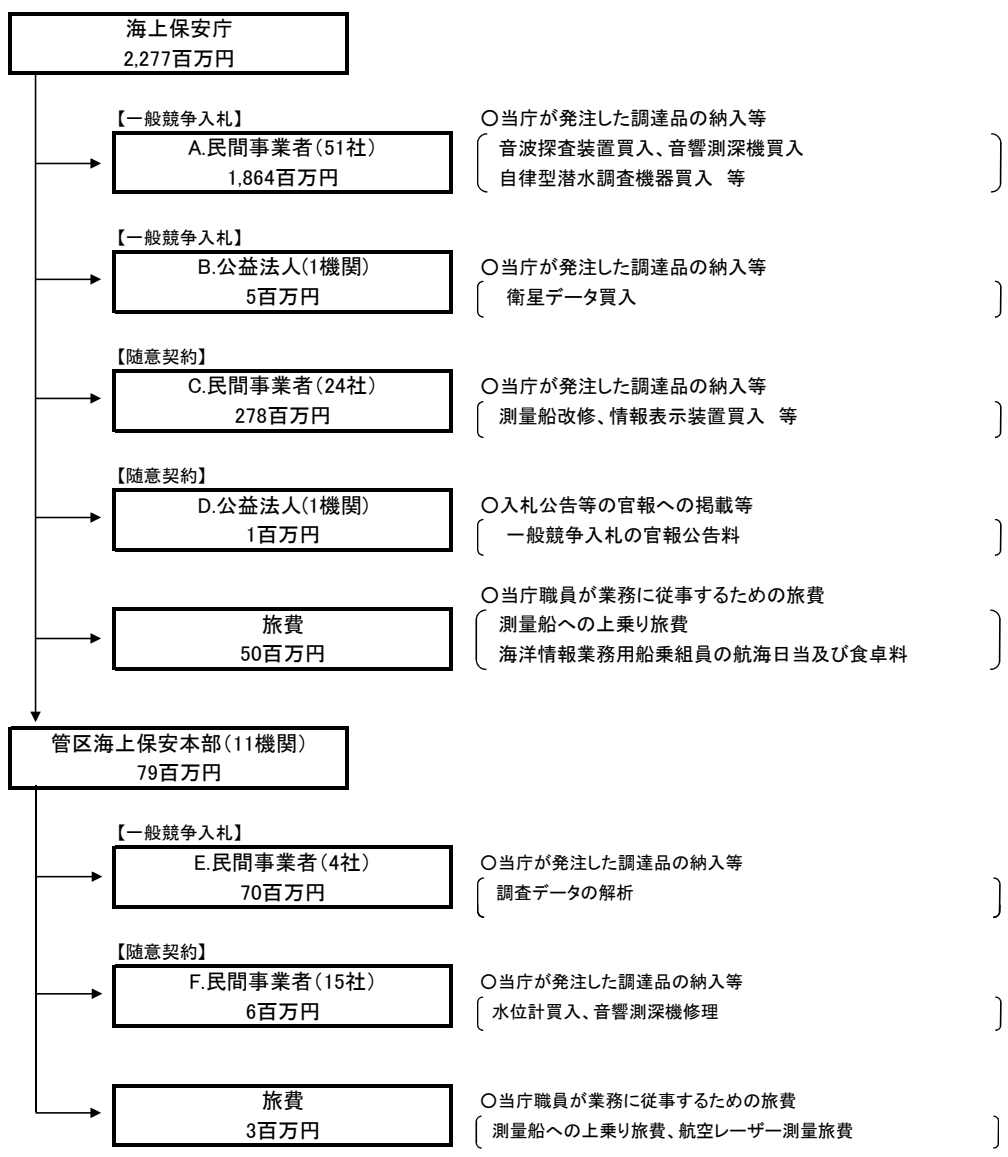
平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	海洋調査に関する経費	担当部局庁	海上保安庁海洋情報部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	S23~	担当課室	企画課	課長 城戸 謙憲			
会計区分	一般会計	政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条1項21号	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	1,059	1,047	1,353	716	
		補正予算	△ 7	1,486	0		
		繰越し等	△ 24	△ 1,462	925	452	
		計	1,027	1,071	2,278	1,168	
	執行額	1,022	928	2,277			
執行率 (%)	99.5%	86.6%	99.9%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	領海、排他的経済水域における海底地形等の情報は、管轄海域の確定、海洋開発・利用など様々な目的に利用される基盤的情報であるため、成果目標を掲げることは不適當であり、定量的な成果目標は示せない。	成果実績	—	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	海底地形、地殻構造、領海基線等の調査海域数	活動実績 (当初見込み)	海域	24 (29)	18 (29)	24 (29)	— (25)
単位当たりコスト	94,875 (千円/1海域)	算出根拠	(24年度) 執行額/調査海域数				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	航海日当食卓料	36					
	職員旅費	7					
	水路業務庁費	666					
	測地観測旅費	7					
	計	716					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は我が国の海洋権益保全のための領海及び排他的経済水域における調査であり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	会計法に則し競争入札によるものは、適切に一般競争入札を実施している。また、随意契約についても、複数者からの見積り徴取等により、競争性を確保している。予算の執行にあたっては、事業の目的、効率性等に留意しつつ、適切なものとなるよう管理している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	海洋権益保全のため最も適した手法として海底地形調査、地殻構造調査、領海基線調査を行っている。また、調査については、一定期間内に成果を出すよう調査計画を策定し、着実に事業を進めているところである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	競争性の拡大に積極的に努めており、従来の実績や海洋調査機器の特殊性から1者応札が見込まれる契約案件についても、改めて市場調査を行うこと等により応札業者の拡大を図り、コスト削減に努めている。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	526	平成23年	503	平成24年	555

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



【随意契約】
 契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)
 「会計法」
 第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。
 (中略)
 五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」
 (随意契約によることのできる場合)
 第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。
 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
 (中略)
 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.極東貿易株式会社			E.アーク・ジオ・サポート株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	音波探査装置買入	542	役務費	調査データの解析	29
計		542	計		29
B.一般財団法人リモート・センシング技術センター			F.離合社株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	衛星データ買入	5	物品購入費	水位計買入	2
計		5	計		2
C.三井造船株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	測量船改修	235			
計		235	計		0
D.独立行政法人国立印刷局			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報公告料	1			
計		1	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	極東貿易株式会社	音波探査装置買入	542	1	99.7
2	日本海洋株式会社	音響測深機買入	282	2	53.4
3	深田サルベージ建設株式会社	自律型潜水調査機器買入	239	3	72.2
4	東陽テクニカ株式会社	音響測深機買入	144	2	92.8
5	応用地質株式会社	海上重力計買入	112	1	99.6
6	エス・イー・エイ株式会社	海底地殻観測装置買入	59	2	97.9
7	地球科学総合研究所株式会社	調査データの解析	55	2	99.6
8	ハイドロシステム開発株式会社	海洋観測装置買入	52	1	99.3
9	日本電気株式会社	海洋基盤情報管理装置借入	35	3	67.8
10	鶴見精機株式会社	船上器具買入	30	1	99.6

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人リモート・センシング技術センター	衛星データ買入	5	4	68.6
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井造船株式会社	測量船改修	235	随意契約	—
2	日本無線株式会社	情報表示装置買入	26	随意契約	—
3	上永電機工業所株式会社	観測機器改修	3	随意契約	—
4	鶴見精機株式会社	船上器具修理	2	随意契約	—
5	日油技研工業株式会社	観測用消耗品買入	1	随意契約	—
6	インフォマージュ株式会社	測量成果の電子化作業	1	随意契約	—
7	エクサ株式会社	観測機器修理	1	随意契約	—
8	アーク・ジオ・サポート株式会社	調査データの解析	1	随意契約	—
9	アインズ株式会社	調査データの解析	1	随意契約	—
10	NNGISTータルサポート株式会社	ソフトウェア買入	1	随意契約	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	1	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アーク・ジオ・サポート株式会社	調査データの解析	29	5	98.3
2	セア・プラス株式会社	調査データの解析	22	10	89.7
3	海洋先端技術研究所株式会社	調査データの解析	12	6	98.4
4	三洋テクノマリン株式会社	調査データの解析	6	5	77.1
5					
6					
7					
8					
9					
10					

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	離合社株式会社	水位計買入	2	随意契約	—
2	日本海洋株式会社	音響測深機修理	1	随意契約	—
3	オーニシ株式会社	観測用消耗品買入	1	随意契約	—
4	有限会社吉野計器製作所	観測用消耗品買入	1	随意契約	—
5	東陽テクニカ株式会社	観測機器修理	0	随意契約	—
6	明昭堂株式会社	事務用消耗品買入	0	随意契約	—
7	測位衛星技術株式会社	観測機器修理	0	随意契約	—
8	フルノ株式会社	観測機器修理	0	随意契約	—
9	はやま株式会社	観測用消耗品買入	0	随意契約	—
10	三洋商事株式会社	観測用消耗品買入	0	随意契約	—

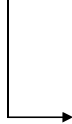
平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	海洋調査に関する経費(東日本大震災関連)		担当部局庁	海上保安庁海洋情報部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	企画課		課長 城戸 謙憲		
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条1項21号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災での地震・津波被害により、広範囲に海岸線や水深が変化した海域において、船舶の航行安全を確保するため、航空レーザー測深機により調査を実施する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算状況	当初予算	-	-	190	-		
		補正予算	-	538	0	-		
		繰越し等	-	-	0	-		
	計		-	538	190	-		
	執行額		-	521	149			
執行率(%)		-	96.8%	78.7%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	航空レーザー測量による調査は、それらのみで船舶の航行安全に資するものではなく、各種の施策が一体となって実施されることによって効果があがるものであるため、当該事業について成果目標を掲げることは不適當であり、定量的な成果目標は示せない。		成果実績	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	東日本大震災により海岸線の形状や水深が大きく変化した北海道から関東にかけての太平洋沿岸域の測量を、平成26年度までに完了させる。		活動実績 (当初見込み)	海域 (km ²)	-	754.3km ²	1,048km ²	-
					-	(600km ²)	(1,500km ²)	(3,370km ²)
単位当たりコスト	142(千円/km ²)		算出根拠	(24年度) 執行額/調査海域面積				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	計	-						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	東日本大震災により広範囲に海岸線や水深が大きく変化した海域を測量し海上交通の安全を確保することは、海上輸送に従事する船舶や、沿岸で操業する小型漁船のために必要不可欠であり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業にかかる契約案件は、全て一般競争入札で行っており、競争性が確保されている。予算の執行にあたっては、事業の目的、効率性等に留意しつつ、適切なものとなるよう管理している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	広範囲の調査対象海域を迅速に測量するためには、航空レーザー測量が最も優れている。事業の実施にあたり、優先度の高い海域から測量を進め、平成26年度までに測量を完了させることとしている。測量成果は速やかに海図に反映し、海上交通の安全を確保する。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	特殊性の高い機器である航空レーザー測深機について、競争性を拡大すべく仕様書を見直し、一般競争入札での調達を行った結果、当初予想よりも購入経費の縮減を図ることができた。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	復興-0070	平成24年	0556

海上保安庁
190百万円



【一般競争入札】
A.民間事業者(2社)
149百万円

○当庁が発注した調達品の納入等
〔 航空レーザー測深機の買入、航空レーザー測深機取付器具の買入 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.OPTECH INCORPORATED			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航空レーザー測深機買入	137			
計		137	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	OPTECH INCORPORATED	航空レーザー測深機買入	137	1	97.9
2	双日株式会社	航空レーザー測深機取付器具買入	12	1	99.8
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					